

認定こども園(教育標準時間認定)

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本分単価	処遇改善等加算		副園長・教頭設置加算		学級編制調整加配加算 ※1号・2号の利用定員の合計が36人以上300人以下の場合に加算		3歳児配置改善加算		満3歳児対応教諭配置加算 (3歳児配置改善加算無し)		満3歳児対応教諭配置加算 (3歳児配置改善加算有り)		チーム保育加配加算 ※加配1人当たり単価		通園送迎加算		給食実施加算		外部監査費加算 ※認定こども園全体の利用定員の区分に応じて加算 ※3月分の単価に加算		
					⑤	(注)	⑥	(注)	⑦	(注)	⑧	(注)	⑨	(注)	⑩	(注)	⑩'	(注)	⑪	(注)	⑫	(注)	⑬	(注)	⑭
6/100地域	15人まで	1号	4歳以上児 3歳児	79,310 (85,850) 85,850	+ +	770 (830) ×加算率 830 ×加算率	+ +	7,100 + 70 ×加算率	+ +	26,170 + 260 ×加算率	+ +	(6,540) (60 ×加算率) 6,540 (60 ×加算率)	+ +	45,800 + 450 ×加算率	+ +	39,260 + 390 ×加算率	+ +	26,170 + 260 ×加算率	+ +	3,640 + 30 ×加算率	+ +	1,360 × 週当たり実施日数 + 10 × 週当たり実施日数 × 加算率	+ +	15人 26,660	減算項目は次ページ
	16人から25人まで	1号	4歳以上児 3歳児	49,310 (55,850) 55,850	+ +	470 (530) ×加算率 530 ×加算率	+ +	4,260 + 40 ×加算率	+ +	15,700 + 150 ×加算率	+ +	(6,540) (60 ×加算率) 6,540 (60 ×加算率)	+ +	45,800 + 450 ×加算率	+ +	39,260 + 390 ×加算率	+ +	15,700 + 150 ×加算率	+ +	2,490 + 20 ×加算率	+ +	810 × 週当たり実施日数 + 8 × 週当たり実施日数 × 加算率	+ +	16人～25人 16,400	
	26人から35人まで	1号	4歳以上児 3歳児	38,360 (44,900) 44,900	+ +	360 (420) ×加算率 420 ×加算率	+ +	3,040 + 30 ×加算率	+ +	11,210 + 110 ×加算率	+ +	(6,540) (60 ×加算率) 6,540 (60 ×加算率)	+ +	45,800 + 450 ×加算率	+ +	39,260 + 390 ×加算率	+ +	11,210 + 110 ×加算率	+ +	2,000 + 20 ×加算率	+ +	580 × 週当たり実施日数 + 5 × 週当たり実施日数 × 加算率	+ +	26人～35人 12,000	
	36人から45人まで	1号	4歳以上児 3歳児	31,860 (38,400) 38,400	+ +	300 (360) ×加算率 360 ×加算率	+ +	2,360 + 20 ×加算率	+ +	8,720 + 80 ×加算率	+ +	(6,540) (60 ×加算率) 6,540 (60 ×加算率)	+ +	45,800 + 450 ×加算率	+ +	39,260 + 390 ×加算率	+ +	8,720 + 80 ×加算率	+ +	1,730 + 10 ×加算率	+ +	450 × 週当たり実施日数 + 4 × 週当たり実施日数 × 加算率	+ +	36人～45人 9,550	
	46人から60人まで	1号	4歳以上児 3歳児	28,250 (34,790) 34,790	+ +	260 (320) ×加算率 320 ×加算率	+ +	1,770 + 10 ×加算率	+ +	6,540 + 60 ×加算率	+ +	(6,540) (60 ×加算率) 6,540 (60 ×加算率)	+ +	45,800 + 450 ×加算率	+ +	39,260 + 390 ×加算率	+ +	6,540 + 60 ×加算率	+ +	1,300 + 10 ×加算率	+ +	340 × 週当たり実施日数 + 3 × 週当たり実施日数 × 加算率	+ +	46人～60人 7,330	
	61人から75人まで	1号	4歳以上児 3歳児	26,130 (32,670) 32,670	+ +	240 (300) ×加算率 300 ×加算率	+ +	1,420 + 10 ×加算率	+ +	5,230 + 50 ×加算率	+ +	(6,540) (60 ×加算率) 6,540 (60 ×加算率)	+ +	45,800 + 450 ×加算率	+ +	39,260 + 390 ×加算率	+ +	5,230 + 50 ×加算率	+ +	1,040 + 10 ×加算率	+ +	300 × 週当たり実施日数 + 3 × 週当たり実施日数 × 加算率	+ +	61人～75人 6,000	
	76人から90人まで	1号	4歳以上児 3歳児	24,680 (31,220) 31,220	+ +	220 (280) ×加算率 280 ×加算率	+ +	1,180 + 10 ×加算率	+ +	4,360 + 40 ×加算率	+ +	(6,540) (60 ×加算率) 6,540 (60 ×加算率)	+ +	45,800 + 450 ×加算率	+ +	39,260 + 390 ×加算率	+ +	4,360 + 40 ×加算率	+ +	860 + 8 ×加算率	+ +	270 × 週当たり実施日数 + 2 × 週当たり実施日数 × 加算率	+ +	76人～90人 5,110	
	91人から105人まで	1号	4歳以上児 3歳児	23,650 (30,190) 30,190	+ +	210 (270) ×加算率 270 ×加算率	+ +	1,010 + 10 ×加算率	+ +	3,730 + 30 ×加算率	+ +	(6,540) (60 ×加算率) 6,540 (60 ×加算率)	+ +	45,800 + 450 ×加算率	+ +	39,260 + 390 ×加算率	+ +	3,730 + 30 ×加算率	+ +	740 + 7 ×加算率	+ +	250 × 週当たり実施日数 + 2 × 週当たり実施日数 × 加算率	+ +	91人～105人 4,570	
	106人から120人まで	1号	4歳以上児 3歳児	22,900 (29,440) 29,440	+ +	210 (270) ×加算率 270 ×加算率	+ +	880 + 8 ×加算率	+ +	3,270 + 30 ×加算率	+ +	(6,540) (60 ×加算率) 6,540 (60 ×加算率)	+ +	45,800 + 450 ×加算率	+ +	39,260 + 390 ×加算率	+ +	3,270 + 30 ×加算率	+ +	650 + 6 ×加算率	+ +	230 × 週当たり実施日数 + 2 × 週当たり実施日数 × 加算率	+ +	106人～120人 4,160	
	121人から135人まで	1号	4歳以上児 3歳児	22,940 (29,480) 29,480	+ +	210 (270) ×加算率 270 ×加算率	+ +	780 + 7 ×加算率	+ +	2,900 + 20 ×加算率	+ +	(6,540) (60 ×加算率) 6,540 (60 ×加算率)	+ +	45,800 + 450 ×加算率	+ +	39,260 + 390 ×加算率	+ +	2,900 + 20 ×加算率	+ +	570 + 5 ×加算率	+ +	220 × 週当たり実施日数 + 2 × 週当たり実施日数 × 加算率	+ +	121人～135人 3,850	
	136人から150人まで	1号	4歳以上児 3歳児	22,410 (28,950) 28,950	+ +	200 (260) ×加算率 260 ×加算率	+ +	710 + 7 ×加算率	+ +	2,610 + 20 ×加算率	+ +	(6,540) (60 ×加算率) 6,540 (60 ×加算率)	+ +	45,800 + 450 ×加算率	+ +	39,260 + 390 ×加算率	+ +	2,610 + 20 ×加算率	+ +	520 + 5 ×加算率	+ +	210 × 週当たり実施日数 + 2 × 週当たり実施日数 × 加算率	+ +	136人～150人 3,600	
	151人から180人まで	1号	4歳以上児 3歳児	21,600 (28,140) 28,140	+ +	190 (250) ×加算率 250 ×加算率	+ +	590 + 5 ×加算率	+ +	2,180 + 20 ×加算率	+ +	(6,540) (60 ×加算率) 6,540 (60 ×加算率)	+ +	45,800 + 450 ×加算率	+ +	39,260 + 390 ×加算率	+ +	2,180 + 20 ×加算率	+ +	500 + 5 ×加算率	+ +	190 × 週当たり実施日数 + 1 × 週当たり実施日数 × 加算率	+ +	151人～180人 3,110	
	181人から210人まで	1号	4歳以上児 3歳児	21,000 (27,540) 27,540	+ +	190 (250) ×加算率 250 ×加算率	+ +	500 + 5 ×加算率	+ +	1,870 + 10 ×加算率	+ +	(6,540) (60 ×加算率) 6,540 (60 ×加算率)	+ +	45,800 + 450 ×加算率	+ +	39,260 + 390 ×加算率	+ +	1,870 + 10 ×加算率	+ +	500 + 5 ×加算率	+ +	170 × 週当たり実施日数 + 1 × 週当たり実施日数 × 加算率	+ +	181人～210人 2,760	
	211人から240人まで	1号	4歳以上児 3歳児	20,570 (27,110) 27,110	+ +	180 (240) ×加算率 240 ×加算率	+ +	440 + 4 ×加算率	+ +	1,630 + 10 ×加算率	+ +	(6,540) (60 ×加算率) 6,540 (60 ×加算率)	+ +	45,800 + 450 ×加算率	+ +	39,260 + 390 ×加算率	+ +	1,630 + 10 ×加算率	+ +	500 + 5 ×加算率	+ +	170 × 週当たり実施日数 + 1 × 週当たり実施日数 × 加算率	+ +	211人～240人 2,500	
	241人から270人まで	1号	4歳以上児 3歳児	20,240 (26,780) 26,780	+ +	180 (240) ×加算率 240 ×加算率	+ +	390 + 3 ×加算率	+ +	1,450 + 10 ×加算率	+ +	(6,540) (60 ×加算率) 6,540 (60 ×加算率)	+ +	45,800 + 450 ×加算率	+ +	39,260 + 390 ×加算率	+ +	1,450 + 10 ×加算率	+ +	500 + 5 ×加算率	+ +	150 × 週当たり実施日数 + 1 × 週当たり実施日数 × 加算率	+ +	241人～270人 2,400	
271人から300人まで	1号	4歳以上児 3歳児	19,970 (26,510) 26,510	+ +	180 (240) ×加算率 240 ×加算率	+ +	350 + 3 ×加算率	+ +	1,300 + 10 ×加算率	+ +	(6,540) (60 ×加算率) 6,540 (60 ×加算率)	+ +	45,800 + 450 ×加算率	+ +	39,260 + 390 ×加算率	+ +	1,300 + 10 ×加算率	+ +	500 + 5 ×加算率	+ +	130 × 週当たり実施日数 + 1 × 週当たり実施日数 × 加算率	+ +	271人～300人 2,330		
301人以上	1号	4歳以上児 3歳児	19,750 (26,290) 26,290	+ +	180 (240) ×加算率 240 ×加算率	+ +	320 + 3 ×加算率	+ +		+ +	(6,540) (60 ×加算率) 6,540 (60 ×加算率)	+ +	45,800 + 450 ×加算率	+ +	39,260 + 390 ×加算率	+ +	1,190 + 10 ×加算率	+ +	500 + 5 ×加算率	+ +	120 × 週当たり実施日数 + 1 × 週当たり実施日数 × 加算率	+ +	301人～ 2,120		

※ 各項目の説明

①地域区分 …宇都宮市は6/100地域 ②定員区分 …45人までは【10人単位】、46人～150人までは【15人単位】、151人～は【30人単位】 ③認定区分 …認定区分に応じて設定 ④年齢区分 …子どもの年齢は、年度の初日の前日における年齢

⑤基本分単価 …①～④の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価

⑥処遇改善等加算…職員・職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算

⑦副園長・教頭設置加算(*1) …副園長・教頭を配置する場合に必要な人件費(教諭との差額)を加算

⑧学級編制加配加算(*1) …全ての学級に専任の学級担任を配置するため、認定こども園全体の3歳以上児(1号・2号)の利用定員の規模等に応じて保育教諭等を1人(常勤)加配するための費用を加算(利用定員36人以上300人以下の施設を対象)

⑨3歳児配置改善加算(*1) …3歳児の配置基準を15:1により実施する場合に必要な人件費等を加算

⑩・⑩' 満3歳児対応教諭配置加算(*1) …満3歳児を担当する保育教諭等を配置する(6:1)場合に必要の人件費等を加算

※「満3歳児」は、当該年度中に満3歳に達することにより認定こども園に入園する幼児(1号子ども)をいう。 ※当該加算単価は、満3歳児(1号子ども)にのみ反映(加算単価に満3歳児園児数を乗じた額が施設当たりの加算額) ※上記⑨「3歳児配置改善加算」を適用する場合は、⑩でなく⑩'を適用する。

⑪チーム保育加配加算(*1)…認定こども園全体の3歳以上児(1号・2号)の利用定員の規模等に応じてチーム保育を担当する保育教諭等を配置する場合に必要な人件費等を加算

※ チーム保育を行う保育教諭等が1人の場合の加算額(利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上270人以下は3人、271人以上は4人を上限として加算)

⑫通園送迎加算(*1) …通園送迎を行う施設に、送迎バスの運転手の人件費等(業務委託費を含む)を加算

⑬給食実施加算(*1) …給食を実施する施設に、調理員の人件費等(業務委託費を含む)を加算

⑭外部監査費加算 …公認会計士等による外部監査を実施した施設に対して、実施に係る経費を3月分の単価に加算 ※ 認定こども園全体(1号～3号)の定員規模に応じた加算額(1号と2・3号で費用を等分)

(*1)それぞれの費用について、⑥の加算率を基に加算(加算率は全て同率)

加算率…<民間施設給与等改善費>施設・事業所に勤務する全ての常勤職員1人当たりの平均勤続年数(10年以上:12(%)、7年以上10年未満:10(%)、4年以上7年未満:8(%)、4年未満:4(%) ※質改善後の運営費を試算する場合は上記の加算率に+3(%)を加算

認定こども園(教育標準時間認定)【減算項目】

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	主幹教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合 ⑤	年齢別配置基準を下回る場合 ⑥	配置基準上求められる職員資格を有しない場合 ⑦	定員を恒常的に超過する場合 ⑧
6/100 地域	15人まで	1号	4歳以上児 3歳児	(7,500 +70×加算率)	(26,170 +260×加算率)×人数	(18,190 +180×加算率)×人数	(⑤~⑦) × 63/100
	16人から25人まで	1号	4歳以上児 3歳児	(4,500 +40×加算率)	(15,700 +150×加算率)×人数	(10,910 +100×加算率)×人数	(⑤~⑦) × 77/100
	26人から35人まで	1号	4歳以上児 3歳児	(3,210 +30×加算率)	(11,210 +110×加算率)×人数	(7,790 +70×加算率)×人数	(⑤~⑦) × 83/100
	36人から45人まで	1号	4歳以上児 3歳児	(2,500 +20×加算率)	(8,720 +80×加算率)×人数	(6,060 +60×加算率)×人数	(⑤~⑦) × 93/100
	46人から60人まで	1号	4歳以上児 3歳児	(1,870 +10×加算率)	(6,540 +60×加算率)×人数	(4,540 +40×加算率)×人数	(⑤~⑦) × 90/100
	61人から75人まで	1号	4歳以上児 3歳児	(1,500 +10×加算率)	(5,230 +50×加算率)×人数	(3,630 +30×加算率)×人数	(⑤~⑦) × 92/100
	76人から90人まで	1号	4歳以上児 3歳児	(1,250 +10×加算率)	(4,360 +40×加算率)×人数	(3,030 +30×加算率)×人数	(⑤~⑦) × 89/100
	91人から105人まで	1号	4歳以上児 3歳児	(1,070 +10×加算率)	(3,730 +30×加算率)×人数	(2,590 +20×加算率)×人数	(⑤~⑦) × 93/100
	106人から120人まで	1号	4歳以上児 3歳児	(930 +9×加算率)	(3,270 +30×加算率)×人数	(2,270 +20×加算率)×人数	(⑤~⑦) × 94/100
	121人から135人まで	1号	4歳以上児 3歳児	(830 +8×加算率)	(2,900 +20×加算率)×人数	(2,020 +20×加算率)×人数	(⑤~⑦) × 95/100
	136人から150人まで	1号	4歳以上児 3歳児	(750 +8×加算率)	(2,610 +20×加算率)×人数	(1,820 +10×加算率)×人数	(⑤~⑦) × 98/100
	151人から180人まで	1号	4歳以上児 3歳児	(620 +6×加算率)	(2,180 +20×加算率)×人数	(1,510 +10×加算率)×人数	(⑤~⑦) × 92/100
	181人から210人まで	1号	4歳以上児 3歳児	(530 +5×加算率)	(1,870 +10×加算率)×人数	(1,300 +10×加算率)×人数	(⑤~⑦) × 94/100
	211人から240人まで	1号	4歳以上児 3歳児	(460 +5×加算率)	(1,630 +10×加算率)×人数	(1,130 +10×加算率)×人数	(⑤~⑦) × 98/100
241人から270人まで	1号	4歳以上児 3歳児	(410 +4×加算率)	(1,450 +10×加算率)×人数	(1,010 +10×加算率)×人数	(⑤~⑦) × 95/100	
271人から300人まで	1号	4歳以上児 3歳児	(370 +4×加算率)	(1,300 +10×加算率)×人数	(910 +9×加算率)×人数	(⑤~⑦) × 95/100	
301人以上	1号	4歳以上児 3歳児	(340 +3×加算率)	(1,190 +10×加算率)×人数	(820 +8×加算率)×人数	(⑤~⑦) × 95/100	

※ 各項目の説明

⑮主幹教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合

・・・主幹教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合等に費用を定額で調整

⑯年齢別配置基準を下回る場合

・・・年齢別の保育教諭等の配置が、公定価格(基本分)における配置基準を下回る状態にある場合に費用を定額で調整

⑰配置基準上求められる職員資格を有しない場合

・・・公定価格(基本分)における配置基準上の職員(学級担任、保育従事者)について、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれも有しない場合に費用を定額で調整

⑱定員を恒常的に超過する場合

・・・連続する過去2年度間常に認定こども園全体の利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整

加算部分2

療育支援加算	⑱	基本額 18,280 +	処遇改善等加算 180×加算率	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設		
) ÷各月初日の利用子ども数				
療育支援加算	⑱	基本額 12,190 +	処遇改善等加算 120×加算率	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設		
) ÷各月初日の利用子ども数				
事務職員雇上費加算	⑳	基本額 78,020 +	処遇改善等加算 780×加算率	※認定こども園全体(1号～3号)の利用定員が91人以上の場合に各月初日の利用子どもの単価に加算		
冷暖房費加算	㉑	1 級 地	1,650	4 級 地	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域	
		2 級 地	1,480	そ の 他 地 域		110
		3 級 地	1,460			
学校関係者評価加算	㉒	29,710 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
除雪費加算	㉓	5,950		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
降灰除去費加算	㉔	73,420 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
施設機能強化推進費加算	㉕	75,000(限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
小学校接続加算	㉖	48,420 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
第三者評価受審加算	㉗	75,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

※ 各項目の説明

⑱療育支援加算(*1) ……障害児を受け入れている施設について、主幹(主任)を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主幹(主任)を補助する者に要する経費(1号と2・3号で費用を等分)を加算

※ A特別児童扶養手当支給対象児童受入施設、Bそれ以外の障害児受入施設 の2区分に応じて加算

⑳事務職員雇上費加算(*1) ……認定こども園全体(1号～3号)の利用定員が91人以上の場合に事務職員(非常勤)を加配するための経費を加算

・冷暖房費加算 ……夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域(宇都宮市は【その他の地域】)に応じて加算

・学校関係者評価加算 ……学校関係者評価を実施した施設に対して、実施に係る経費(1号と2・3号で費用を等分)を3月分の単価に加算

・除雪費加算 ……豪雪地帯(宇都宮市は非該当)に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算

・降灰除去費加算 ……降灰防除地域(宇都宮市は非該当)に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費(1号と2・3号で費用を等分)を3月分の単価に加算

・施設機能強化推進費加算 ……職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況(*2)に応じて必要な経費(1号と2・3号で費用を等分)を3月分の単価に加算

・小学校接続加算 ……小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費(1号と2・3号で費用を等分)を3月分の単価に加算

・第三者評価受審加算 ……第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部(1号と2・3号で費用を等分)を3月分の単価に加算

(*1)それぞれの費用について、⑥の加算率を基に加算(加算率は全て同率)

(*2)一時預かり事業、満3歳児の受け入れ又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算(具体的な加算要件は今後整理)

認定こども園(保育認定)

Main calculation table for childcare facilities with multiple columns for region, age group, staff, and various calculation items like basic unit, allowances, and regional adjustments.

※ 各項目の説明
①地域区分・・・宇都宮市は6/100地域
②定員区分・・・【10人単位】
③認定区分・・・認定区分に応じて設定
④年齢区分・・・子どもの年齢は、年度の初日の前日における年齢
⑤保育必要量区分・・・保育必要量の区分に応じて設定(保育標準時間認定、保育短時間認定)

認定こども園(保育認定)

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	分園の場合 ⑤	常態的に土曜日に閉所する場合 ⑥	主幹教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合 ⑦	年齢別配置基準を下回る場合 ⑧	配置基準上求められる職員資格を有しない場合 ⑨	定員を恒常的に超過する場合 ⑩
6/100 地域	10人まで	2号	4歳以上児 3歳児	(⑥+⑦) × 10/100	(⑥+⑦+⑧+⑩) × 5/100	(12,300 +120×加算率)	(38,890 +380×加算率) ×人数	(22,780 +220×加算率) ×人数	(⑥~⑩) × 62/100
		3号	1、2歳児 乳児		(⑥+⑦+⑧+⑩) × 6/100	(6,150 +60×加算率)	(19,440 +190×加算率) ×人数	(11,390 +110×加算率) ×人数	(⑥~⑩) × 79/100
	11人から 20人まで	2号	4歳以上児 3歳児		(⑥+⑦+⑧+⑩) × 6/100	(4,100 +40×加算率)	(12,960 +130×加算率) ×人数	(7,590 +70×加算率) ×人数	(⑥~⑩) × 87/100
		3号	1、2歳児 乳児		(⑥+⑦+⑧+⑩) × 6/100	(3,070 +30×加算率)	(9,720 +90×加算率) ×人数	(5,690 +50×加算率) ×人数	(⑥~⑩) × 96/100
	21人から 30人まで	2号	4歳以上児 3歳児		(⑥+⑦+⑧+⑩) × 6/100	(2,460 +20×加算率)	(7,770 +70×加算率) ×人数	(4,550 +40×加算率) ×人数	(⑥~⑩) × 92/100
		3号	1、2歳児 乳児		(⑥+⑦+⑧+⑩) × 7/100	(2,050 +20×加算率)	(6,480 +60×加算率) ×人数	(3,790 +30×加算率) ×人数	(⑥~⑩) × 90/100
	31人から 40人まで	2号	4歳以上児 3歳児		(⑥+⑦+⑧+⑩) × 7/100	(1,750 +10×加算率)	(5,550 +50×加算率) ×人数	(3,250 +30×加算率) ×人数	(⑥~⑩) × 92/100
		3号	1、2歳児 乳児		(⑥+⑦+⑧+⑩) × 7/100	(1,530 +10×加算率)	(4,860 +40×加算率) ×人数	(2,840 +20×加算率) ×人数	(⑥~⑩) × 90/100
	41人から 50人まで	2号	4歳以上児 3歳児		(⑥+⑦+⑧+⑩) × 7/100	(1,360 +10×加算率)	(4,320 +40×加算率) ×人数	(2,530 +20×加算率) ×人数	(⑥~⑩) × 91/100
		3号	1、2歳児 乳児		(⑥+⑦+⑧+⑩) × 8/100	(1,230 +10×加算率)	(3,880 +30×加算率) ×人数	(2,270 +20×加算率) ×人数	(⑥~⑩) × 96/100
	51人から 60人まで	2号	4歳以上児 3歳児		(⑥+⑦+⑧+⑩) × 7/100	(1,110 +10×加算率)	(3,530 +30×加算率) ×人数	(2,070 +20×加算率) ×人数	(⑥~⑩) × 95/100
		3号	1、2歳児 乳児		(⑥+⑦+⑧+⑩) × 7/100	(1,020 +10×加算率)	(3,240 +30×加算率) ×人数	(1,890 +10×加算率) ×人数	(⑥~⑩) × 96/100
	61人から 70人まで	2号	4歳以上児 3歳児		(⑥+⑦+⑧+⑩) × 7/100	(940 +0×加算率)	(2,990 +30×加算率) ×人数	(1,750 +10×加算率) ×人数	(⑥~⑩) × 97/100
		3号	1、2歳児 乳児		(⑥+⑦+⑧+⑩) × 7/100	(870 +9×加算率)	(2,770 +20×加算率) ×人数	(1,620 +10×加算率) ×人数	(⑥~⑩) × 98/100
	71人から 80人まで	2号	4歳以上児 3歳児		(⑥+⑦+⑧+⑩) × 7/100	(820 +8×加算率)	(2,590 +20×加算率) ×人数	(1,510 +10×加算率) ×人数	(⑥~⑩) × 98/100
		3号	1、2歳児 乳児		(⑥+⑦+⑧+⑩) × 7/100	(760 +8×加算率)	(2,430 +20×加算率) ×人数	(1,420 +10×加算率) ×人数	(⑥~⑩) × 98/100
	81人から 90人まで	2号	4歳以上児 3歳児		(⑥+⑦+⑧+⑩) × 8/100	(720 +7×加算率)	(2,280 +20×加算率) ×人数	(1,340 +10×加算率) ×人数	(⑥~⑩) × 99/100
		3号	1、2歳児 乳児		(⑥+⑦+⑧+⑩) × 8/100	(680 +7×加算率)	(2,160 +20×加算率) ×人数	(1,260 +10×加算率) ×人数	(⑥~⑩) × 99/100
	91人から 100人まで	2号	4歳以上児 3歳児						
		3号	1、2歳児 乳児						
101人から 110人まで	2号	4歳以上児 3歳児							
	3号	1、2歳児 乳児							
111人から 120人まで	2号	4歳以上児 3歳児							
	3号	1、2歳児 乳児							
121人から 130人まで	2号	4歳以上児 3歳児							
	3号	1、2歳児 乳児							
131人から 140人まで	2号	4歳以上児 3歳児							
	3号	1、2歳児 乳児							
141人から 150人まで	2号	4歳以上児 3歳児							
	3号	1、2歳児 乳児							
151人から 160人まで	2号	4歳以上児 3歳児							
	3号	1、2歳児 乳児							
161人から 170人まで	2号	4歳以上児 3歳児							
	3号	1、2歳児 乳児							
171人以上	2号	4歳以上児 3歳児							
	3号	1、2歳児 乳児							

※ 各項目の説明

⑮分園の場合 …分園の場合、本園と分園との間でまたがる経費となる部分について費用を定率で調整
 ※ 本園と分園にまたがる経費について、別途補助事業として実施されている分園推進事業による水準も踏まえて、定率で調整
 * 分園を設置する施設における⑥及び⑦の定員区分の適用に当たっては、本園と分園それぞれの定員に基づき算定する。
 (その他の加算は本園と分園を合算した定員により算定)

⑯常態的に土曜日に閉所する場合 …常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整
 ※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に土曜開所に伴う費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑰主幹教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合
 …主幹教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合等に費用を定額で調整

⑱年齢別配置基準を下回る場合
 …年齢別の保育教諭等の配置が、公定価格(基本分)における配置基準を下回る状態にある場合に費用を定額で調整

⑲配置基準上求められる職員資格を有しない場合
 …公定価格(基本分)における配置基準上の職員(学級担任、保育従事者)について、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれも有しない場合に費用を定額で調整

⑳定員を恒常的に超過する場合
 …連続する過去2年度間常に認定こども園全体の利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整

加算部分2

療育支援加算 ^(注2)	A	基本額 24,930 + ()	処遇改善等加算 240×加算率 ÷各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
	B	基本額 16,620 + ()	処遇改善等加算 160×加算率 ÷各月初日の利用子ども数	

冷暖房費加算	1 級 地	1,650	4 級 地	1,150	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から 4 級地以外の地域
	2 級 地	1,480	そ の 他 地 域	110	
	3 級 地	1,460			

学校関係者評価加算 ^(注2)	29,710 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算
---------------------------	-----------------------	---------------------

除雪費加算	5,950	※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算
-------	-------	---------------------

降灰除去費加算 ^(注2)	73,430 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算
-------------------------	-----------------------	---------------------

入所児童処遇特別加算	400時間以上 800時間未満	456,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※加算額は、高齢者者等の年間総雇用時間数を基に区分 ※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算
	800時間以上1200時間未満	760,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数	
	1200時間以上	1,065,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数	

施設機能強化推進費加算 ^(注2)	75,000（限度額） ÷ 3 月初日の利用子ども数	※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算
-----------------------------	----------------------------	---------------------

小学校接続加算 ^(注2)	48,420 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算
-------------------------	-----------------------	---------------------

栄養管理加算	120,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算
--------	------------------------	---------------------

第三者評価受審加算 ^(注2)	75,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算
---------------------------	-----------------------	---------------------

※ 各項目の説明

・療育支援加算(注2)(*1) ……障害児を受け入れている施設について、主幹(主任)を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主幹(主任)を補助する者に要する経費(1号と2・3号で費用を等分)を加算
※ A特別児童扶養手当支給対象児童受入施設、Bそれ以外の障害児受入施設の2区分に応じて加算

・冷暖房費加算 ……夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域(宇都宮市は【その他の地域】)に応じて加算

・学校関係者評価加算(注2) ……学校関係者評価を実施した施設に対して、実施に係る経費(1号と2・3号で費用を等分)を3月分の単価に加算

・除雪費加算 ……豪雪地帯(宇都宮市は非該当)に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算

・降灰除去費加算 ……降灰防除地域(宇都宮市は非該当)に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費(1号と2・3号で費用を等分)を3月分の単価に加算

・入所児童処遇特別加算 ……高齢者等の雇用の促進を図るため、これらの者を活用して児童の処遇の向上を図る場合に、事業の取組状況(*2)に応じて高齢者等を配置するための経費を3月分の単価に加算

・施設機能強化推進費加算 ……職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況(*2)に応じて必要な経費(1号と2・3号で費用を等分)を3月分の単価に加算

・小学校接続加算(注2) ……小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費(1号と2・3号で費用を等分)を3月分の単価に加算

・栄養管理加算 ……栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算

・第三者評価受審加算 ……第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部(1号と2・3号で費用を等分)を3月分の単価に加算

(注2)1号認定子どもの利用定員を設定しない場合、それぞれの額に「2」を乗じて算定(費用を1号と2・3号の公定価格にそれぞれ等分して計上していることに伴う調整)

(*1)それぞれの費用について、⑦の加算率を基に加算(加算率は全て同率)

(*2)延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算(具体的な加算要件は今後整理)

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

(注2) 1号認定子どもの利用定員を設定しない場合、それぞれの額に「2」を乗じて算定

幼稚園(教育標準時間認定)

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本分単価		処遇改善等加算			副園長・教頭設置加算	3歳児配置改善加算		満3歳児対応教諭配置加算 (3歳児配置改善加算無し)	満3歳児対応教諭配置加算 (3歳児配置改善加算有り)	チーム保育加配加算 ※加配1人当たり単価	通園送迎加算	給食実施加算		外部監査費加算													
				(注)	(注)	処遇改善等加算	処遇改善等加算	処遇改善等加算	処遇改善等加算	処遇改善等加算	処遇改善等加算	処遇改善等加算	処遇改善等加算	処遇改善等加算	処遇改善等加算	処遇改善等加算															
①	②	③	④	⑤		⑥			⑦	⑧		⑨	⑨'	⑩	⑪	⑫		⑬													
6/100地域	15人まで	1号	4歳以上児	102,040	(108,580)	+	1,000	(1,060)	×	加算率	+	7,100	+	70×加算率	+	(6,540)	(60×加算率)	+	26,170	+	260×加算率	+	3,640	+	30×加算率	+	1,360×週当たり実施日数	+	10×週当たり実施日数×加算率	+	26,660
			3歳児	108,580		+	1,060		×	加算率																					
	16人から25人まで	1号	4歳以上児	62,940	(69,480)	+	610	(670)	×	加算率	+	4,260	+	40×加算率	+	(6,540)	(60×加算率)	+	15,700	+	150×加算率	+	2,490	+	20×加算率	+	810×週当たり実施日数	+	8×週当たり実施日数×加算率	+	16,400
			3歳児	69,480		+	670		×	加算率																					
	26人から35人まで	1号	4歳以上児	46,190	(52,730)	+	440	(500)	×	加算率	+	3,040	+	30×加算率	+	(6,540)	(60×加算率)	+	11,210	+	110×加算率	+	2,000	+	20×加算率	+	580×週当たり実施日数	+	5×週当たり実施日数×加算率	+	12,000
			3歳児	52,730		+	500		×	加算率																					
	36人から45人まで	1号	4歳以上児	43,810	(50,350)	+	420	(480)	×	加算率	+	2,360	+	20×加算率	+	(6,540)	(60×加算率)	+	8,720	+	80×加算率	+	1,730	+	10×加算率	+	450×週当たり実施日数	+	4×週当たり実施日数×加算率	+	9,550
			3歳児	50,350		+	480		×	加算率																					
	46人から60人まで	1号	4歳以上児	40,510	(47,050)	+	380	(440)	×	加算率	+	1,770	+	10×加算率	+	(6,540)	(60×加算率)	+	6,540	+	60×加算率	+	1,300	+	10×加算率	+	340×週当たり実施日数	+	3×週当たり実施日数×加算率	+	7,330
			3歳児	47,050		+	440		×	加算率																					
	61人から75人まで	1号	4歳以上児	35,940	(42,480)	+	340	(400)	×	加算率	+	1,420	+	10×加算率	+	(6,540)	(60×加算率)	+	5,230	+	50×加算率	+	1,040	+	10×加算率	+	300×週当たり実施日数	+	3×週当たり実施日数×加算率	+	6,000
			3歳児	42,480		+	400		×	加算率																					
	76人から90人まで	1号	4歳以上児	32,850	(39,390)	+	310	(370)	×	加算率	+	1,180	+	10×加算率	+	(6,540)	(60×加算率)	+	4,360	+	40×加算率	+	860	+	8×加算率	+	270×週当たり実施日数	+	2×週当たり実施日数×加算率	+	5,110
			3歳児	39,390		+	370		×	加算率																					
	91人から105人まで	1号	4歳以上児	31,390	(37,930)	+	290	(350)	×	加算率	+	1,010	+	10×加算率	+	(6,540)	(60×加算率)	+	3,730	+	30×加算率	+	740	+	7×加算率	+	250×週当たり実施日数	+	2×週当たり実施日数×加算率	+	4,570
			3歳児	37,930		+	350		×	加算率																					
106人から120人まで	1号	4歳以上児	29,680	(36,220)	+	270	(330)	×	加算率	+	880	+	8×加算率	+	(6,540)	(60×加算率)	+	3,270	+	30×加算率	+	650	+	6×加算率	+	230×週当たり実施日数	+	2×週当たり実施日数×加算率	+	4,160	
		3歳児	36,220		+	330		×	加算率																						
121人から135人まで	1号	4歳以上児	28,960	(35,500)	+	270	(330)	×	加算率	+	780	+	7×加算率	+	(6,540)	(60×加算率)	+	2,900	+	20×加算率	+	570	+	5×加算率	+	220×週当たり実施日数	+	2×週当たり実施日数×加算率	+	3,850	
		3歳児	35,500		+	330		×	加算率																						
136人から150人まで	1号	4歳以上児	27,830	(34,370)	+	260	(320)	×	加算率	+	710	+	7×加算率	+	(6,540)	(60×加算率)	+	2,610	+	20×加算率	+	520	+	5×加算率	+	210×週当たり実施日数	+	2×週当たり実施日数×加算率	+	3,600	
		3歳児	34,370		+	320		×	加算率																						
151人から180人まで	1号	4歳以上児	26,120	(32,660)	+	240	(300)	×	加算率	+	590	+	5×加算率	+	(6,540)	(60×加算率)	+	2,180	+	20×加算率	+	500	+	5×加算率	+	190×週当たり実施日数	+	1×週当たり実施日数×加算率	+	3,110	
		3歳児	32,660		+	300		×	加算率																						
181人から210人まで	1号	4歳以上児	24,880	(31,420)	+	230	(290)	×	加算率	+	500	+	5×加算率	+	(6,540)	(60×加算率)	+	1,870	+	10×加算率	+	500	+	5×加算率	+	170×週当たり実施日数	+	1×週当たり実施日数×加算率	+	2,760	
		3歳児	31,420		+	290		×	加算率																						
211人から240人まで	1号	4歳以上児	23,960	(30,500)	+	220	(280)	×	加算率	+	440	+	4×加算率	+	(6,540)	(60×加算率)	+	1,630	+	10×加算率	+	500	+	5×加算率	+	170×週当たり実施日数	+	1×週当たり実施日数×加算率	+	2,500	
		3歳児	30,500		+	280		×	加算率																						
241人から270人まで	1号	4歳以上児	23,250	(29,790)	+	210	(270)	×	加算率	+	390	+	3×加算率	+	(6,540)	(60×加算率)	+	1,450	+	10×加算率	+	500	+	5×加算率	+	150×週当たり実施日数	+	1×週当たり実施日数×加算率	+	2,400	
		3歳児	29,790		+	270		×	加算率																						
271人から300人まで	1号	4歳以上児	22,680	(29,220)	+	200	(260)	×	加算率	+	350	+	3×加算率	+	(6,540)	(60×加算率)	+	1,300	+	10×加算率	+	500	+	5×加算率	+	130×週当たり実施日数	+	1×週当たり実施日数×加算率	+	2,330	
		3歳児	29,220		+	260		×	加算率																						
301人以上	1号	4歳以上児	21,020	(27,560)	+	190	(250)	×	加算率	+	320	+	3×加算率	+	(6,540)	(60×加算率)	+	1,190	+	10×加算率	+	500	+	5×加算率	+	120×週当たり実施日数	+	1×週当たり実施日数×加算率	+	2,120	
		3歳児	27,560		+	250		×	加算率																						

減算項目が次ページ

- ①地域区分 …宇都宮市は6/100地域
 ②定員区分 …45人までは【10人単位】、46人～150人までは【15人単位】、151人～は【30人単位】
 ③認定区分 …認定区分に応じて設定
 ④年齢区分 …子どもの年齢は、年度の初日の前日における年齢
- ⑤基本分単価 …①～④の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価 ※(注)は年度途中で、誕生日を迎えて年齢が上がっても、その年度の年齢を適用する単価
- ⑥処遇改善等加算 …職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算
- ⑦副園長・教頭設置加算(*1) …副園長・教頭を配置する場合に必要な人件費(教諭との差額)を加算
 ⑧3歳児配置改善加算(*1) …3歳児の配置基準を15:1により実施する場合に必要な人件費等を加算
- ⑨・⑨' 満3歳児対応教諭配置加算(*1) …満3歳児を担当する教諭等を配置する(6:1)場合に必要の人件費等を加算
- ※「満3歳児」は、当該年度中に満3歳に達することにより幼稚園に入園する幼児をいう。 ※ 当該加算単価は、満3歳児にのみ反映(加算単価に満3歳園児数を乗じた額が施設当たりの加算額) ※ 上記⑧「3歳児配置改善加算」を適用する場合は、⑨でなく⑨'を適用する。
- ⑩チーム保育加配加算(*1) …チーム保育を担当する教諭等を配置する場合に必要な人件費等を加算 ※ チーム保育を行う教諭等が1人の場合の加算額(利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上270人以下は3人、271人以上は4人を上限として加算)
- ⑪通園送迎加算(*1) …通園送迎を行う施設に、送迎バスの運転手の人件費等(業務委託費を含む)を加算
 ⑫給食実施加算(*1) …給食を実施する施設に、調理員の人件費等(業務委託費を含む)を加算
- ⑬外部監査費加算 …公認会計士等による外部監査を実施した施設に対して、実施に係る経費を3月分の単価に加算
- (*1)それぞれの費用について、⑥の加算率を基に加算(加算率は全て同率)
- 加算率 …<民間施設給与等改善費>施設・事業所に勤務する全ての常勤職員1人当たりの平均勤続年数(10年以上:12(%)、7年以上10年未満:10(%)、4年以上7年未満:8(%)、4年未満:4(%) ※質改善後の運営費を試算する場合は上記の加算率に+3(%)を加算

幼稚園(教育標準時間認定)【減算項目】

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	年齢別配置基準を下回る場合 ⑭	定員を恒常的に超過する場合 ⑮
6/100 地域	15人 まで	1号	4歳以上児	(26,170	$(5\sim(14)) \times 63/100$
	3歳児		+260×加算率)×人数		
	16人 から 25人 まで	1号	4歳以上児	(15,700	$(5\sim(14)) \times 75/100$
	3歳児		+150×加算率)×人数		
	26人 から 35人 まで	1号	4歳以上児	(11,210	$(5\sim(14)) \times 92/100$
	3歳児		+110×加算率)×人数		
	36人 から 45人 まで	1号	4歳以上児	(8,720	$(5\sim(14)) \times 97/100$
	3歳児		+80×加算率)×人数		
	46人 から 60人 まで	1号	4歳以上児	(6,540	$(5\sim(14)) \times 89/100$
	3歳児		+60×加算率)×人数		
	61人 から 75人 まで	1号	4歳以上児	(5,230	$(5\sim(14)) \times 91/100$
	3歳児		+50×加算率)×人数		
	76人 から 90人 まで	1号	4歳以上児	(4,360	$(5\sim(14)) \times 89/100$
	3歳児		+40×加算率)×人数		
	91人 から 105人 まで	1号	4歳以上児	(3,730	$(5\sim(14)) \times 91/100$
3歳児	+30×加算率)×人数				
106人 から 120人 まで	1号	4歳以上児	(3,270	$(5\sim(14)) \times 93/100$	
3歳児		+30×加算率)×人数			
121人 から 135人 まで	1号	4歳以上児	(2,900	$(5\sim(14)) \times 93/100$	
3歳児		+20×加算率)×人数			
136人 から 150人 まで	1号	4歳以上児	(2,610	$(5\sim(14)) \times 97/100$	
3歳児		+20×加算率)×人数			
151人 から 180人 まで	1号	4歳以上児	(2,180	$(5\sim(14)) \times 91/100$	
3歳児		+20×加算率)×人数			
181人 から 210人 まで	1号	4歳以上児	(1,870	$(5\sim(14)) \times 93/100$	
3歳児		+10×加算率)×人数			
211人 から 240人 まで	1号	4歳以上児	(1,630	$(5\sim(14)) \times 96/100$	
3歳児		+10×加算率)×人数			
241人 から 270人 まで	1号	4歳以上児	(1,450	$(5\sim(14)) \times 94/100$	
3歳児		+10×加算率)×人数			
271人 から 300人 まで	1号	4歳以上児	(1,300	$(5\sim(14)) \times 94/100$	
3歳児		+10×加算率)×人数			
301人 以上	1号	4歳以上児	(1,190	$(5\sim(14)) \times 94/100$	
3歳児		+10×加算率)×人数			

※ 項目の説明

⑭年齢別配置基準を下回る場合 …年齢別の教員配置が、公定価格(基本分)における配置基準を下回る状態にある場合に費用を定額で調整

⑮定員を恒常的に超過する場合 …連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整

幼稚園（教育標準時間認定）

加算部分 2

主幹教諭等専任加算	⑯	基本額 (108,530 +)	処遇改善等加算 1,080×加算率)	※各月初日の利用子どもの単価に加算 ÷各月初日の利用子ども数
-----------	---	----------------------	------------------------	-----------------------------------

子育て支援活動費加算	⑰	基本額 (4,050 +)	処遇改善等加算 40×加算率)	※各月初日の利用子どもの単価に加算 ÷各月初日の利用子ども数
------------	---	--------------------	---------------------	-----------------------------------

療育支援加算	⑱	A	基本額 (36,570 +)	処遇改善等加算 360×加算率)	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
		B	基本額 (24,380 +)	処遇改善等加算 240×加算率)	

冷暖房費加算	⑲	1 級 地	1,650	4 級 地	1,150	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律 （昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条 第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から 4 級地以外の地域
		2 級 地	1,480	そ の 他 地 域	110	
		3 級 地	1,460			

学校関係者評価加算	⑳	59,420 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算
-----------	---	-----------------------	---------------------

除雪費加算	㉑	5,950	※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算
-------	---	-------	---------------------

降灰除去費加算	㉒	146,850 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算
---------	---	------------------------	---------------------

施設機能強化推進費加算	㉓	150,000（限度額） ÷ 3 月初日の利用子ども数	※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算
-------------	---	-----------------------------	---------------------

小学校接続加算	㉔	96,840 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算
---------	---	-----------------------	---------------------

栄養管理加算	㉕	120,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算
--------	---	------------------------	---------------------

第三者評価受審加算	㉖	150,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算
-----------	---	------------------------	---------------------

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

※ 項目の説明

⑯主幹教諭等専任加算(*1)
…事業の取組状況(*2)に応じて主幹教諭等を保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動に専任させることができるよう、代替教員を加算

⑰子育て支援活動費加算(*1)
…事業の取組状況(*2)に応じて専任化した主幹教諭等が保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動に取り組む場合に、当該活動に要する経費を加算

⑱療育支援加算(*1)
…障害児を受け入れている施設について、主幹教諭等を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主幹教諭を補助する者に要する経費を加算

⑲冷暖房費加算
…夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域(宇都宮市は【その他の地域】)に応じて加算

⑳学校関係者評価加算
…学校関係者評価を実施した施設に対して、実施に係る経費を3月分の単価に加算

㉑除雪費加算
…豪雪地帯(宇都宮市は非該当)に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算

㉒降灰除去費加算
…降灰防除地域(宇都宮市は非該当)に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算

㉓施設機能強化推進費加算
…職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況(*2)に応じて必要な経費を3月分の単価に加算

㉔小学校接続加算
…小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費を3月分の単価に加算

㉕栄養管理加算
…栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算

㉖第三者評価受審加算
…第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算

(*1)それぞれの費用について、⑥の加算率を基に加算(加算率は全て同率)

(*2)一時預かり事業、満3歳児の受け入れ又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算(具体的な加算要件は今後整理)

保育所(保育認定)

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分 ⑤				処遇改善等加算				所長設置加算 ⑧	3歳児配置改善加算 ⑨	休日保育加算 ⑩	夜間保育加算 ⑪	減価償却費加算 ⑫				賃借料加算 ⑬																																																																															
				保育標準時間認定		保育短時間認定		基本分単価 (注) ⑥		基本分単価 (注) ⑥						保育標準時間認定 (注) ⑦		保育短時間認定 (注) ⑦		加算額 標準・都市部 ⑭		加算額 標準・都市部 ⑮																																																																													
6/100 地域	20人	2号	4歳以上児	87,800	(94,280)	65,580	(72,060)	+	810	(870)	×加算率	580	(640)	×加算率	+ 22,810 +	220 × 加算率	+ (6,480) (60 × 加算率)	+ 6,480	60 × 加算率	+	26,500	24,860	+	190 × 加算率	+	A地域 5,900 6,500	+	a地域 5,900 6,500																																																																							
			3歳児	94,280	(142,880)	72,060	(120,660)	+	870	(1,320)	×加算率	640	(1,090)	×加算率															+	870	(1,320)	×加算率	640	(1,090)	×加算率	+	24,860	190 × 加算率	+	B地域 5,600 6,200	+	b地域 5,600 6,200																																																									
	3号	1、2歳児 乳児	142,880	(207,700)	120,660	(185,480)	+	1,320	(1,970)	×加算率	1,090	(1,740)	×加算率	+															1,320	(1,970)	×加算率	1,090	(1,740)	×加算率	+	19,850	18,210	+	130 × 加算率	+	A地域 4,100 4,500	+	a地域 4,100 4,500																																																								
		4歳以上児	207,700		185,480		+	1,970		×加算率	1,740		×加算率	+															1,970		×加算率	1,740		×加算率	+	18,210		+	90 × 加算率	+	B地域 3,900 4,300	+	b地域 3,900 4,300																																																								
	21人から30人まで	2号	4歳以上児	65,780	(72,260)	50,970	(57,450)	+	590	(650)	×加算率	440	(500)	×加算率															+ 15,210 +	150 × 加算率	+ (6,480) (60 × 加算率)	+ 6,480	60 × 加算率	+	19,850	18,210	+	130 × 加算率	+	A地域 4,100 4,500	+	a地域 4,100 4,500																																																									
			3歳児	72,260	(120,860)	57,450	(106,050)	+	650	(1,100)	×加算率	500	(950)	×加算率																													+	650	(1,100)	×加算率	500	(950)	×加算率	+	18,210		+	90 × 加算率	+	B地域 3,900 4,300	+	b地域 3,900 4,300																																									
	3号	1、2歳児 乳児	120,860	(185,680)	106,050	(170,870)	+	1,100	(1,750)	×加算率	950	(1,600)	×加算率	+																													1,100	(1,750)	×加算率	950	(1,600)	×加算率	+	18,210		+	90 × 加算率	+	C地域 3,800 4,200	+	c地域 3,800 4,200																																										
		4歳以上児	185,680		170,870		+	1,750		×加算率	1,600		×加算率	+																													1,750		×加算率	1,600		×加算率	+	16,520	14,880	+	90 × 加算率	+	D地域 3,600 4,000	+	d地域 3,600 4,000																																										
	31人から40人まで	2号	4歳以上児	54,800	(61,280)	43,690	(50,170)	+	480	(540)	×加算率	360	(420)	×加算率																													+ 11,400 +	110 × 加算率	+ (6,480) (60 × 加算率)	+ 6,480	60 × 加算率	+	16,520	14,880	+	90 × 加算率	+	A地域 3,600 4,000	+	a地域 3,600 4,000																																											
			3歳児	61,280	(109,880)	50,170	(98,770)	+	540	(990)	×加算率	420	(870)	×加算率																																											+	540	(990)	×加算率	420	(870)	×加算率	+	14,880		+	90 × 加算率	+	B地域 3,400 3,700	+	b地域 3,400 3,700																											
	3号	1、2歳児 乳児	109,880	(174,700)	98,770	(163,590)	+	990	(1,640)	×加算率	870	(1,520)	×加算率	+																																											990	(1,640)	×加算率	870	(1,520)	×加算率	+	14,880		+	90 × 加算率	+	C地域 3,200 3,600	+	c地域 3,200 3,600																												
		4歳以上児	174,700		163,590		+	1,640		×加算率	1,520		×加算率	+																																											1,640		×加算率	1,520		×加算率	+	14,880		+	90 × 加算率	+	D地域 3,100 3,400	+	d地域 3,100 3,400																												
	41人から50人まで	2号	4歳以上児	52,970	(59,450)	44,080	(50,560)	+	460	(520)	×加算率	370	(430)	×加算率																																											+ 9,120 +	90 × 加算率	+ (6,480) (60 × 加算率)	+ 6,480	60 × 加算率	+	14,530	12,890	+	70 × 加算率	+	A地域 3,300 3,600	+	a地域 3,300 3,600																													
			3歳児	59,450	(108,050)	50,560	(99,160)	+	520	(970)	×加算率	430	(880)	×加算率																																																									+	520	(970)	×加算率	430	(880)	×加算率	+	12,890		+	70 × 加算率	+	B地域 3,100 3,400	+	b地域 3,100 3,400													
	3号	1、2歳児 乳児	108,050	(172,870)	99,160	(163,980)	+	970	(1,620)	×加算率	880	(1,530)	×加算率	+																																																									970	(1,620)	×加算率	880	(1,530)	×加算率	+	12,890		+	70 × 加算率	+	C地域 2,900 3,200	+	c地域 2,900 3,200														
		4歳以上児	172,870		163,980		+	1,620		×加算率	1,530		×加算率	+																																																									1,620		×加算率	1,530		×加算率	+	12,890		+	70 × 加算率	+	D地域 2,800 3,100	+	d地域 2,800 3,100														
	51人から60人まで	2号	4歳以上児	47,350	(53,830)	39,940	(46,420)	+	400	(460)	×加算率	330	(390)	×加算率																																																									+ 7,600 +	70 × 加算率	+ (6,480) (60 × 加算率)	+ 6,480	60 × 加算率	+	13,200	11,560	+	60 × 加算率	+	A地域 2,700 3,000	+	a地域 2,700 3,000															
			3歳児	53,830	(102,430)	46,420	(95,020)	+	460	(910)	×加算率	390	(840)	×加算率																																																																							+	460	(910)	×加算率	390	(840)	×加算率	+	11,560		+	60 × 加算率	+	B地域 2,600 2,800	+
	3号	1、2歳児 乳児	102,430	(167,250)	95,020	(159,840)	+	910	(1,560)	×加算率	840	(1,490)	×加算率	+																																																																							910	(1,560)	×加算率	840	(1,490)	×加算率	+	11,560		+	60 × 加算率	+	C地域 2,400 2,700	+	c地域 2,400 2,700
		4歳以上児	167,250		159,840		+	1,560		×加算率	1,490		×加算率	+																																																																							1,560		×加算率	1,490		×加算率	+	11,560		+	60 × 加算率	+	D地域 2,300 2,600	+	d地域 2,300 2,600
61人から70人まで	2号	4歳以上児	43,410	(49,890)	37,060	(43,540)	+	360	(420)	×加算率	300	(360)	×加算率	+ 6,510 +	60 × 加算率	+ (6,480) (60 × 加算率)	+ 6,480	60 × 加算率	+	12,250	10,610	+	50 × 加算率	+	A地域 2,300 2,600	+	a地域 2,300 2,600																																																																								
		3歳児	49,890	(98,490)	43,540	(92,140)	+	420	(870)	×加算率	360	(810)	×加算率															+																																																									420	(870)	×加算率	360	(810)	×加算率	+	10,610		+	50 × 加算率	+	B地域 2,200 2,400	+	b地域 2,200 2,400
3号	1、2歳児 乳児	98,490	(163,310)	92,140	(156,960)	+	870	(1,520)	×加算率	810	(1,460)	×加算率	+															870																																																									(1,520)	×加算率	810	(1,460)	×加算率	+	10,610		+	50 × 加算率	+	C地域 2,100 2,300	+	c地域 2,100 2,300	
	4歳以上児	163,310		156,960		+	1,520		×加算率	1,460		×加算率	+															1,520																																																										×加算率	1,460		×加算率	+	10,610		+	50 × 加算率	+	D地域 2,000 2,200	+	d地域 2,000 2,200	
71人から80人まで	2号	4歳以上児	40,500	(46,980)	34,940	(41,420)	+	330	(390)	×加算率	280	(340)	×加算率															+ 5,700 +	50 × 加算率	+ (6,480) (60 × 加算率)	+ 6,480	60 × 加算率	+	11,530	9,900	+	40 × 加算率	+	A地域 2,600 2,900	+	a地域 2,600 2,900																																																										
		3歳児	46,980	(95,580)	41,420	(90,020)	+	390	(840)	×加算率	340	(790)	×加算率																													+																																											390	(840)	×加算率	340	(790)	×加算率	+	9,900		+	40 × 加算率	+	B地域 2,500 2,800	+	b地域 2,500 2,800
3号	1、2歳児 乳児	95,580	(160,400)	90,020	(154,840)	+	840	(1,490)	×加算率	790	(1,440)	×加算率	+																													840																																											(1,490)	×加算率	790	(1,440)	×加算率	+	9,900		+	40 × 加算率	+	C地域 2,400 2,600	+	c地域 2,400 2,600	
	4歳以上児	160,400		154,840		+	1,490		×加算率	1,440		×加算率	+																													1,490																																												×加算率	1,440		×加算率	+	9,900		+	40 × 加算率	+	D地域 2,300 2,500	+	d地域 2,300 2,500	
81人から90人まで	2号	4歳以上児	38,190	(44,670)	33,260	(39,740)	+	310	(370)	×加算率	260	(320)	×加算率																													+ 5,070 +	50 × 加算率	+ (6,480) (60 × 加算率)	+ 6,480	60 × 加算率	+	10,980	9,340	+	40 × 加算率	+	A地域 2,300 2,600	+	a地域 2,300 2,600																																												
		3歳児	44,670	(93,270)	39,740	(88,340)	+	370	(820)	×加算率	320	(770)	×加算率																																											+																													370	(820)	×加算率	320	(770)	×加算率	+	9,340		+	40 × 加算率	+	B地域 2,200 2,500	+	b地域 2,200 2,500
3号	1、2歳児 乳児	93,270	(158,090)	88,340	(153,160)	+	820	(1,470)	×加算率	770	(1,420)	×加算率	+																																											820																													(1,470)	×加算率	770	(1,420)	×加算率	+	9,340		+	40 × 加算率	+	C地域 2,100 2,300	+	c地域 2,100 2,300	
	4歳以上児	158,090		153,160		+	1,470		×加算率	1,420		×加算率	+																																											1,470																														×加算率	1,420		×加算率	+	9,340		+	40 × 加算率	+	D地域 2,000 2,200	+	d地域 2,000 2,200	
91人から100人まで	2号	4歳以上児	33,640	(40,120)	29,200	(35,680)	+	260	(320)	×加算率	220	(280)	×加算率																																											+ 4,560 +	40 × 加算率	+ (6,480) (60 × 加算率)	+ 6,480	60 × 加算率	+	10,980	9,340	+	40 × 加算率	+	A地域 2,100 2,300	+	a地域 2,100 2,300																														
		3歳児	40,120	(88,720)	35,680	(84,280)	+	320	(770)	×加算率	280	(730)	×加算率																																																									+															320	(770)	×加算率	280	(730)	×加算率	+	9,340		+	40 × 加算率	+	B地域 2,000 2,200	+	b地域 2,000 2,200
3号	1、2歳児 乳児	88,720	(153,540)	84,280	(149,100)	+	770	(1,420)	×加算率	730	(1,380)	×加算率	+																																																									770															(1,420)	×加算率	730	(1,380)	×加算率	+	9,340		+	40 × 加算率	+	C地域 1,900 2,100	+	c地域 1,900 2,100	
	4歳以上児	153,540		149,100		+	1,420		×加算率	1,380		×加算率	+																																																									1,420																×加算率	1,380		×加算率	+	9,340		+	40 × 加算率	+	D地域 1,800 2,000	+	d地域 1,800 2,000	
101人から110人まで	2号	4歳以上児	32,410	(38,890)	28,370	(34,850)	+	250	(310)	×加算率	210	(270)	×加算率																																																									+ 4,140 +	40 × 加算率	+ (6,480) (60 × 加算率)	+ 6,480	60 × 加算率	+	11,530	9,900	+	40 × 加算率	+	A地域 2,300 2,500	+	a地域 2,300 2,500																
		3歳児	38,890	(87,490)	34,850	(83,450)	+	310	(760)	×加算率	270	(720)	×加算率																																																																							+	310	(760)	×加算率	270	(720)	×加算率	+	9,900		+	40 × 加算率	+	B地域 2,200 2,400	+	b地域 2,200 2,400
3号	1、2歳児 乳児	87,490	(152,310)	83,450	(148,270)	+																																																																																													

保育所（保育認定）【減算項目】

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	分園の場合 ⑭	常態的に土曜日に閉所する場合 ⑮	定員を恒常的に超過する場合 ⑯																																					
6/100 地域	20人	2号	4歳以上児 3歳児	⑥+⑦+⑧ × 10/100	-	⑥+⑦+⑨+⑩ × 7/100	⑥~⑮ × 80/100																																				
		3号	1、2歳児 乳児																																								
	21人から 30人まで	2号	4歳以上児 3歳児					⑥+⑦+⑨+⑩ × 8/100	-	⑥+⑦+⑨+⑩ × 8/100	⑥~⑮ × 87/100																																
		3号	1、2歳児 乳児																																								
	31人から 40人まで	2号	4歳以上児 3歳児									⑥+⑦+⑨+⑩ × 8/100	-	⑥+⑦+⑨+⑩ × 8/100	⑥~⑮ × 96/100																												
		3号	1、2歳児 乳児																																								
	41人から 50人まで	2号	4歳以上児 3歳児													⑥+⑦+⑨+⑩ × 8/100	-	⑥+⑦+⑨+⑩ × 8/100	⑥~⑮ × 92/100																								
		3号	1、2歳児 乳児																																								
	51人から 60人まで	2号	4歳以上児 3歳児																	⑥+⑦+⑨+⑩ × 8/100	-	⑥+⑦+⑨+⑩ × 8/100	⑥~⑮ × 90/100																				
		3号	1、2歳児 乳児																																								
	61人から 70人まで	2号	4歳以上児 3歳児																					⑥+⑦+⑨+⑩ × 8/100	-	⑥+⑦+⑨+⑩ × 8/100	⑥~⑮ × 92/100																
		3号	1、2歳児 乳児																																								
	71人から 80人まで	2号	4歳以上児 3歳児																									⑥+⑦+⑨+⑩ × 8/100	-	⑥+⑦+⑨+⑩ × 8/100	⑥~⑮ × 90/100												
		3号	1、2歳児 乳児																																								
	81人から 90人まで	2号	4歳以上児 3歳児																													⑥+⑦+⑨+⑩ × 8/100	-	⑥+⑦+⑨+⑩ × 8/100	⑥~⑮ × 91/100								
		3号	1、2歳児 乳児																																								
	91人から 100人まで	2号	4歳以上児 3歳児																																	⑥+⑦+⑨+⑩ × 8/100	-	⑥+⑦+⑨+⑩ × 8/100	⑥~⑮ × 96/100				
		3号	1、2歳児 乳児																																								
	101人から 110人まで	2号	4歳以上児 3歳児																																					⑥+⑦+⑨+⑩ × 8/100	-	⑥+⑦+⑨+⑩ × 8/100	⑥~⑮ × 95/100
		3号	1、2歳児 乳児																																								
111人から 120人まで	2号	4歳以上児 3歳児	⑥+⑦+⑨+⑩ × 8/100	-	⑥+⑦+⑨+⑩ × 8/100	⑥~⑮ × 96/100																																					
	3号	1、2歳児 乳児																																									
121人から 130人まで	2号	4歳以上児 3歳児					⑥+⑦+⑨+⑩ × 8/100	-	⑥+⑦+⑨+⑩ × 8/100	⑥~⑮ × 97/100																																	
	3号	1、2歳児 乳児																																									
131人から 140人まで	2号	4歳以上児 3歳児									⑥+⑦+⑨+⑩ × 8/100	-	⑥+⑦+⑨+⑩ × 8/100	⑥~⑮ × 98/100																													
	3号	1、2歳児 乳児																																									
141人から 150人まで	2号	4歳以上児 3歳児													⑥+⑦+⑨+⑩ × 8/100	-	⑥+⑦+⑨+⑩ × 8/100	⑥~⑮ × 98/100																									
	3号	1、2歳児 乳児																																									
151人から 160人まで	2号	4歳以上児 3歳児																	⑥+⑦+⑨+⑩ × 8/100	-	⑥+⑦+⑨+⑩ × 8/100	⑥~⑮ × 98/100																					
	3号	1、2歳児 乳児																																									
161人から 170人まで	2号	4歳以上児 3歳児																					⑥+⑦+⑨+⑩ × 8/100	-	⑥+⑦+⑨+⑩ × 8/100	⑥~⑮ × 99/100																	
	3号	1、2歳児 乳児																																									
171人以上	2号	4歳以上児 3歳児																									⑥+⑦+⑨+⑩ × 9/100	-	⑥+⑦+⑨+⑩ × 9/100	⑥~⑮ × 99/100													
	3号	1、2歳児 乳児																																									

※ 項目の説明

⑭分園の場合 …分園の場合、本園と分園との間でまたがる経費となる部分について費用を定率で調整
 ※本園と分園にまたがる経費について、別途補助事業として実施されている分園推進事業による水準も踏まえて、定率で調整
 *分園を設置する施設における⑥、⑦及び⑧の定員区分の適用に当たっては、本園と分園それぞれの定員に基づき算定する。
 (その他の加算は本園と分園を合算した定員により算定)

⑮常態的に土曜日に閉所する場合 …常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整

⑯定員を恒常的に超過する場合 …連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整(※)

保育所（保育認定）

加算部分2

主任保育士専任加算	⑰	基本額 (248,150 +)	処遇改善等加算 2,480×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算
-----------	---	----------------------	--	-------------------

療育支援加算	⑱	A	基本額 (49,870 +)	処遇改善等加算 490×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
		B	基本額 (33,250 +)	処遇改善等加算 330×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	

事務職員雇上費加算	⑲	基本額 (46,100 +)	処遇改善等加算 460×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算
-----------	---	---------------------	--------------------------------------	-------------------

冷暖房費加算	㉓	1 級 地	1,650	4 級 地	1,150	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1級地から4級地以外の地域
		2 級 地	1,480	そ の 他 地 域	110	
		3 級 地	1,460			

除雪費加算	㉑		5,950	※3月初日の利用子どもの単価に加算
-------	---	--	-------	-------------------

降灰除去費加算	㉒		146,850÷3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
---------	---	--	---------------------	-------------------

入所児童処遇特別加算	㉔	400時間以上 800時間未満	456,000 ÷3月初日の利用子ども数	※加算額は、高齢者等の年間総雇用時間数を基に区分 ※3月初日の利用子どもの単価に加算
		800時間以上1200時間未満	760,000 ÷3月初日の利用子ども数	
		1200時間以上	1,065,000 ÷3月初日の利用子ども数	

施設機能強化推進費加算	㉕		150,000（限度額）÷3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
-------------	---	--	--------------------------	-------------------

小学校接続加算	㉖		96,840÷3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
---------	---	--	--------------------	-------------------

栄養管理加算	㉗		120,000÷3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
--------	---	--	---------------------	-------------------

第三者評価受審加算	㉘		150,000÷3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
-----------	---	--	---------------------	-------------------

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

<p>※ 項目の説明</p> <p>⑰主任保育士専任加算(*1) ・・・事業の取組状況(*2)に応じて主任保育士を保育計画の立案や保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動に専任させることができるよう、代替保育士及び子育て支援のための活動費を加算</p> <p>⑱療育支援加算(*1)・・・障害児を受け入れている施設について、主任保育士を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主任保育士を補助する者に要する経費を加算 ※ A特別児童扶養手当支給対象児童受入施設、Bそれ以外の障害児受入施設 の2区分に応じて加算</p> <p>⑲事務職員雇上費加算(*1)・・・事業の取組状況(*2)に応じて事務職員を配置するための経費を加算</p> <p>㉓冷暖房費加算・・・夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域(宇都宮市は【その他の地域】)に応じて加算</p> <p>㉑除雪費加算・・・豪雪地帯(宇都宮市は非該当)に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算</p> <p>㉒降灰除去費加算・・・降灰防除地域(宇都宮市は非該当)に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算</p> <p>㉔入所児童処遇特別加算・・・高齢者等の雇用の促進を図るため、これらの者を活用して児童の処遇の向上を図る場合に、事業の取組状況(*2)に応じて高齢者等を配置するための経費を3月分の単価に加算</p> <p>㉕施設機能強化推進費加算・・・職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況(*2)に応じて必要な経費を3月分の単価に加算</p> <p>㉖小学校接続加算(注2)・・・小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費を3月分の単価に加算</p> <p>㉗栄養管理加算・・・栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算</p> <p>㉘第三者評価受審加算・・・第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算</p> <p>(*1)それぞれの費用について、⑰の加算率を基に加算(加算率は全て同率) (*2)延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算(具体的な加算要件は今後整理)</p>
--

家庭的保育事業(保育認定)

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	基本分単価 ④	処遇改善等加算 ⑤	資格保有者加算 ⑥		家庭的保育補助者加算 ⑦		家庭的保育支援加算 ⑧	障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算 ⑨		減価償却費加算 ⑩			賃借料加算 ⑪			
					処遇改善等加算	処遇改善等加算	処遇改善等加算	処遇改善等加算		標準	都市部	標準	都市部					
18/100地域	3号	保育標準時間認定	163,620	1,550 × 加算率	5,270	50 × 加算率	利用子どもが4人以上の場合 28,270	280 × 加算率	48,870	35,340	+ 350	× 加算率	A地域	8,200	9,000	A地域	9,500	10,500
		保育短時間認定					利用子どもが3人以下の場合 24,070	240 × 加算率					43,320	B地域	7,800	8,600	B地域	9,000
15/100地域	3号	保育標準時間認定	161,340	1,530 × 加算率	5,130	50 × 加算率	利用子どもが4人以上の場合 28,270	280 × 加算率	47,900	35,340	+ 350	× 加算率	A地域	8,200	9,000	A地域	9,500	10,500
		保育短時間認定					利用子どもが3人以下の場合 24,070	240 × 加算率					42,350	B地域	7,800	8,600	B地域	9,000
12/100地域	3号	保育標準時間認定	159,060	1,500 × 加算率	5,000	50 × 加算率	利用子どもが4人以上の場合 28,270	280 × 加算率	46,940	35,340	+ 350	× 加算率	A地域	8,200	9,000	A地域	9,500	10,500
		保育短時間認定					利用子どもが3人以下の場合 24,070	240 × 加算率					41,390	B地域	7,800	8,600	B地域	9,000
10/100地域	3号	保育標準時間認定	157,540	1,490 × 加算率	4,910	40 × 加算率	利用子どもが4人以上の場合 28,270	280 × 加算率	46,290	35,340	+ 350	× 加算率	A地域	8,200	9,000	A地域	9,500	10,500
		保育短時間認定					利用子どもが3人以下の場合 24,070	240 × 加算率					40,740	B地域	7,800	8,600	B地域	9,000
6/100地域	3号	保育標準時間認定	154,490	1,460 × 加算率	4,730	40 × 加算率	利用子どもが4人以上の場合 28,270	280 × 加算率	45,000	35,340	+ 350	× 加算率	A地域	8,200	9,000	A地域	9,500	10,500
		保育短時間認定					利用子どもが3人以下の場合 24,070	240 × 加算率					39,450	B地域	7,800	8,600	B地域	9,000
3/100地域	3号	保育標準時間認定	152,210	1,430 × 加算率	4,600	40 × 加算率	利用子どもが4人以上の場合 28,270	280 × 加算率	44,040	35,340	+ 350	× 加算率	A地域	8,200	9,000	A地域	9,500	10,500
		保育短時間認定					利用子どもが3人以下の場合 24,070	240 × 加算率					38,490	B地域	7,800	8,600	B地域	9,000
その他地域	3号	保育標準時間認定	149,920	1,410 × 加算率	4,460	40 × 加算率	利用子どもが4人以上の場合 28,270	280 × 加算率	43,070	35,340	+ 350	× 加算率	A地域	8,200	9,000	A地域	9,500	10,500
		保育短時間認定					利用子どもが3人以下の場合 24,070	240 × 加算率					37,520	B地域	7,800	8,600	B地域	9,000

減算項目は次ページ

※ 項目の説明 ①地域区分 …宇都宮市は6/100地域 ②認定区分 …認定区分に応じて設定 ③保育必要量区分 …保育必要量の区分に応じて設定(保育標準時間認定、保育短時間認定)
 ④基本分単価 …①～②の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価 ⑤処遇改善等加算…職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算
 ⑥資格保有者加算(*1)…家庭的保育者について、保育士資格又は看護師免許を有する場合に加算 ⑦家庭的保育補助者加算(*1)…家庭的保育補助者を配置する場合に利用子ども数に応じて加算
 ⑧家庭的保育支援加算 …家庭的保育支援者や連携施設から代替保育等の特別な支援を受けて保育を実施する場合に、代替要員等に必要経費を加算
 ※ 家庭的保育支援者や連携施設において、家庭的保育者に対する保育内容に対する指導・相談等を行う他、家庭的保育者の休暇の際や土曜日及び保育標準時間認定の子どもが利用する場合、研修を受講する場合等に保育の実施場所を提供し、家庭的保育者に代わり保育を実施する等の支援を行う。(保育標準時間認定の場合に現行の連携保育所・実施保育所経費による水準に加え、非常勤職員3時間分の経費を追加。また、研修代替要員費を追加。)
 ⑨障害児保育加算(*1)…障害児(軽度障害含む。)を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて家庭的保育補助者を加配するための経費を加算(配置基準2:1)
 ⑩減価償却費加算 …自己所有の建物を保有する事業所に対して、事業所の所在する地域(※)に応じて減価償却費の一部を加算 ※ 加算額の区分(4区分(A~D) × 2区分(標準・都市部)) * 都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/km²以上の市町村
 ⑪賃借料加算 …賃貸物件により設置する事業所に対して、事業所の所在する地域(※)に応じて賃借料の一部を加算 ※ 加算額の区分(4区分(a~d) × 2区分(標準・都市部)) * 都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/km²以上の市町村

家庭的保育事業(保育認定)【減算項目】

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	連携施設を設定しない場合 ⑫	食事の搬入について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑬	常態的に土曜日に行わない場合 ⑭
18/100地域	3号	保育標準時間認定	6,170	(④+⑤+⑧) × 19/100	5,010
		保育短時間認定		(④+⑤+⑧) × 20/100	4,080
15/100地域	3号	保育標準時間認定	6,170	(④+⑤+⑧) × 20/100	5,010
		保育短時間認定		(④+⑤+⑧) × 20/100	4,080
12/100地域	3号	保育標準時間認定	6,170	(④+⑤+⑧) × 20/100	5,010
		保育短時間認定		(④+⑤+⑧) × 20/100	4,080
10/100地域	3号	保育標準時間認定	6,170	(④+⑤+⑧) × 20/100	5,010
		保育短時間認定		(④+⑤+⑧) × 21/100	4,080
6/100地域	3号	保育標準時間認定	6,170	(④+⑤+⑧) × 21/100	5,010
		保育短時間認定		(④+⑤+⑧) × 21/100	4,080
3/100地域	3号	保育標準時間認定	6,170	(④+⑤+⑧) × 21/100	5,010
		保育短時間認定		(④+⑤+⑧) × 21/100	4,080
その他地域	3号	保育標準時間認定	6,170	(④+⑤+⑧) × 21/100	5,010
		保育短時間認定		(④+⑤+⑧) × 22/100	4,080

※ 項目の説明

⑫連携施設を設定しない場合

・・・連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整

※ ④基本分単価に含まれる連携施設に係る経費を調整

⑬食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

・・・自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整

⑭常態的に土曜日に行わない場合

・・・常態的に土曜日に行わない場合、土曜実施に係る費用を定額で調整

加算部分 2

冷暖房費加算	⑮	1 級 地	1,650	4 級 地	1,150	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1級地から4級地以外の地域
		2 級 地	1,480	そ の 他 地 域	110	
		3 級 地	1,460			

除雪費加算	⑯		5,950		※3月初日の利用子どもの単価に加算
-------	---	--	-------	--	-------------------

降灰除去費加算	⑰		146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
---------	---	--	-----------------------	--	-------------------

施設機能強化推進費加算	⑱		150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
-------------	---	--	----------------------------	--	-------------------

栄養管理加算	⑲		120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
--------	---	--	-----------------------	--	-------------------

第三者評価受審加算	⑳		150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
-----------	---	--	-----------------------	--	-------------------

※ 項目の説明

⑮冷暖房費加算

・・・夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域(宇都宮市は【その他の地域】)に応じて加算

⑯除雪費加算

・・・豪雪地帯(宇都宮市は非該当)に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算

⑰降灰除去費加算

・・・降灰防除地域(宇都宮市は非該当)に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算

⑱施設機能強化推進費加算

・・・職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況(*2)に応じて必要な経費を3月分の単価に加算

⑲栄養管理加算

・・・栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算

⑳第三者評価受審加算

・・・第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算

(*1)それぞれの費用について、⑤の加算率を基に加算(加算率は全て同率)

(*2)延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算(具体的な加算要件は今後整理)

加算部分2

冷暖房費加算	⑱	1 級 地	1,650	4 級 地	1,150	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24 年法律第200 号）第1 条第1 号及び第2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域
		2 級 地	1,480	そ の 他 地 域	110	
		3 級 地	1,460			

除雪費加算	⑳		5,950		※3 月初日の利用子どもの単価に加算
-------	---	--	-------	--	--------------------

降灰除去費加算	㉑		146,850 ÷ 3 月初日の利用子ども数		※3 月初日の利用子どもの単価に加算
---------	---	--	------------------------	--	--------------------

施設機能強化推進費加算	㉒		150,000（限度額） ÷ 3 月初日の利用子ども数		※3 月初日の利用子どもの単価に加算
-------------	---	--	-----------------------------	--	--------------------

栄養管理加算	㉓		120,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数		※3 月初日の利用子どもの単価に加算
--------	---	--	------------------------	--	--------------------

第三者評価受審加算	㉔		150,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数		※3 月初日の利用子どもの単価に加算
-----------	---	--	------------------------	--	--------------------

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

※ 項目の説明

⑱冷暖房費加算 …夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域(宇都宮市は【その他の地域】)に応じて加算

⑳除雪費加算 …豪雪地帯(宇都宮市は非該当)に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算

㉑降灰除去費加算 …降灰防除地域(宇都宮市は非該当)に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算

㉒施設機能強化推進費加算 …職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、事業所の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況(*2)に応じて必要な経費を3月分の単価に加算

㉓栄養管理加算 …栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算

㉔第三者評価受審加算 …第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算

(*1)それぞれの費用について、㉑の加算率を基に加算(加算率は全て同率)

(*2)延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算(具体的な加算要件は今後整理)

加算部分2

冷暖房費加算	⑱	1 級 地	1,650	4 級 地	1,150	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24 年法律第200 号）第1 条第1 号及び第2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域
		2 級 地	1,480	そ の 他 地 域	110	
		3 級 地	1,460			

除雪費加算	㉓		5,950			※3月初日の利用子どもの単価に加算
-------	---	--	-------	--	--	-------------------

降灰除去費加算	㉔		146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算
---------	---	--	-----------------------	--	--	-------------------

施設機能強化推進費加算	㉕		150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算
-------------	---	--	----------------------------	--	--	-------------------

栄養管理加算	㉖		120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算
--------	---	--	-----------------------	--	--	-------------------

第三者評価受審加算	㉗		150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算
-----------	---	--	-----------------------	--	--	-------------------

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

※ 項目の説明

⑱冷暖房費加算 …夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域(宇都宮市は【その他の地域】)に応じて加算

㉓除雪費加算 …豪雪地帯(宇都宮市は非該当)に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算

㉔降灰除去費加算 …降灰防除地域(宇都宮市は非該当)に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算

㉕施設機能強化推進費加算 …職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、事業所の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況(*2)に応じて必要な経費を3月分の単価に加算

㉖栄養管理加算 …栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算

㉗第三者評価受審加算 …第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算

(*1)それぞれの費用について、㉔の加算率を基に加算(加算率は全て同率)

(*2)延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算(具体的な加算要件は今後整理)

小規模保育事業（C型）（保育認定）

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	保育必要量区分④		処遇改善等加算		管理者設置加算		資格保有者加算		障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用 子どもの単価に加算		減価償却費加算		賃借料加算		連携施設を 設定しない 場合 ⑫	食事の搬入につ いて自園調理又 は連携施設等か らの搬入以外の 方法による場合 ⑬	常態的に土曜日 に閉所する場合 ⑭	定員を恒常的に 超過する場合 ⑮									
			保育標準時間認定 基本分単価 ⑤	保育短時間認定 基本分単価 ⑤	保育標準時間認定 ⑥	保育短時間認定 ⑥	処遇改善等 加算 ⑦	処遇改善等 加算 ⑦	1人 2人以上	10×加算率 20×加算率	⑨	⑨	標準 都市部	標準 都市部	⑩	⑩													
6/100 地域	6人 から 10人 まで	3号	144,810	139,260	+	1,340×加算率	1,290×加算率	+	38,720	+	380×加算率	+	1人 1,890 2人以上 3,780	+	10×加算率 20×加算率	+	37,070	+	370×加算率	+	A地域 3,300 3,600 B地域 3,100 3,400 C地域 2,900 3,200 D地域 2,800 3,000	a地域 4,500 5,000 b地域 4,300 4,700 c地域 4,100 4,500 d地域 3,900 4,300	-	2,460	-	(⑤+⑥) × 10/100	-	(⑤+⑥+⑨) × 10/100	(⑤~⑭) × 90/100
	11人 から 15人 まで	3号	135,040	131,340	+	1,250×加算率	1,210×加算率	+	25,810	+	250×加算率	+	1人 1,260 2人 2,520 3人以上 3,780	+	10×加算率 20×加算率 30×加算率	+	37,070	+	370×加算率	+	A地域 2,200 2,400 B地域 2,000 2,300 C地域 1,900 2,100 D地域 1,800 2,000	a地域 6,100 6,700 b地域 5,800 6,300 c地域 5,500 6,000 d地域 5,200 5,700	-	1,640	-	(⑤+⑥) × 9/100	-	(⑤+⑥+⑨) × 11/100	

※ 項目の説明

- ①地域区分 …宇都宮市は6/100地域
- ②定員区分 …6人～10人, 11人～15人
- ③認定区分 …認定区分に応じて設定
- ④保育必要量区分 …保育必要量の区分に応じて設定(保育標準時間認定、保育短時間認定)
- ⑤基本分単価 …①～④の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価
- ⑥処遇改善等加算…職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算
- ⑦管理者設置加算(*1) …専従の管理者を配置する場合に、配置に要する経費を加算 ※ 加算額は基本分単価に含まれる事務職員に係る経費を除外して算定
- ⑧資格保有者加算(*1) …家庭的保育者について、保育士資格又は看護師免許を有する場合にその人数に応じて加算
- ⑨障害児保育加算(*1) …障害児(軽度障害含む。)を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて職員を加配するための経費を加算(配置基準2:1)
- ⑩減価償却費加算 …自己所有の建物を保有する事業所に対して、事業所の所在する地域(※)に応じて減価償却費の一部を加算 ※ 加算額の区分(4区分(A~D)×2区分(標準・都市部))*都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/km²以上の市町村
- ⑪賃借料加算 …賃貸物件により設置する事業所に対して、事業所の所在する地域(※)に応じて賃借料の一部を加算 ※ 加算額の区分(4区分(a~d)×2区分(標準・都市部))*都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/km²以上の市町村
- ⑫連携施設を設定しない場合 …連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整
- ⑬食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 …自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整
- ⑭常態的に土曜日に閉所する場合 …常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整
- ⑮定員を恒常的に超過する場合 …連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整

(*1)それぞれの費用について、⑥の加算率を基に加算(加算率は全て同率)

(*2)延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算(具体的な加算要件は今後整理)

加算部分2

冷暖房費加算	⑱	1 級 地	1,650	4 級 地	1,150	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24 年法律第200 号）第1 条第1 号及び第2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域
		2 級 地	1,480	そ の 他 地 域	110	
		3 級 地	1,460			

除雪費加算	⑳		5,950			※3月初日の利用子どもの単価に加算
-------	---	--	-------	--	--	-------------------

降灰除去費加算	㉑		146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算
---------	---	--	-----------------------	--	--	-------------------

施設機能強化推進費加算	㉒		150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算
-------------	---	--	----------------------------	--	--	-------------------

栄養管理加算	㉓		120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算
--------	---	--	-----------------------	--	--	-------------------

第三者評価受審加算	㉔		150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算
-----------	---	--	-----------------------	--	--	-------------------

※ 項目の説明

⑱冷暖房費加算 …夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域(宇都宮市は【その他の地域】)に応じて加算

⑳除雪費加算 …豪雪地帯(宇都宮市は非該当)に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算

㉑降灰除去費加算 …降灰防除地域(宇都宮市は非該当)に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算

㉒施設機能強化推進費加算 …職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、事業所の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況(*2)に応じて必要な経費を3月分の単価に加算

㉓栄養管理加算 …栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算

㉔第三者評価受審加算 …第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算

(*1)それぞれの費用について、⑥の加算率を基に加算(加算率は全て同率)

(*2)延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算(具体的な加算要件は今後整理)

居宅訪問型保育事業(保育認定)

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	基本分単価 ④	処遇改善等加算 ⑤	資格保有者加算 ⑥		休日保育加算 ⑦		夜間保育加算 ⑧		連携施設加算 ⑨		常態的に土曜日に行わない場合 ⑩
					処遇改善等加算	処遇改善等加算	処遇改善等加算	処遇改善等加算	障害・疾病のある子どもを保育する場合	それ以外の場合			
18/100地域	3号	保育標準時間認定	455,640	4,550	21,080	210×加算率	17,990	170×加算率	42,170	420×加算率	39,380	24,680	(④+⑤+⑧+⑨)×8/100
	3号	保育短時間認定	400,140	4,000									(④+⑤+⑧+⑨)×7/100
15/100地域	3号	保育標準時間認定	446,510	4,460	20,550	200×加算率	17,510	170×加算率	41,120	410×加算率			(④+⑤+⑧+⑨)×9/100
	3号	保育短時間認定	391,010	3,910									(④+⑤+⑧+⑨)×7/100
12/100地域	3号	保育標準時間認定	437,380	4,370	20,010	200×加算率	17,090	170×加算率	40,070	400×加算率			(④+⑤+⑧+⑨)×9/100
	3号	保育短時間認定	381,880	3,810									(④+⑤+⑧+⑨)×8/100
10/100地域	3号	保育標準時間認定	431,290	4,310	19,650	190×加算率	16,770	160×加算率	39,370	390×加算率			(④+⑤+⑧+⑨)×9/100
	3号	保育短時間認定	375,790	3,750									(④+⑤+⑧+⑨)×8/100
6/100地域	3号	保育標準時間認定	419,110	4,190	18,940	180×加算率	16,130	160×加算率	37,970	370×加算率			(④+⑤+⑧+⑨)×9/100
	3号	保育短時間認定	363,610	3,630									(④+⑤+⑧+⑨)×8/100
3/100地域	3号	保育標準時間認定	409,970	4,090	18,400	180×加算率	15,700	150×加算率	36,920	360×加算率			(④+⑤+⑧+⑨)×9/100
	3号	保育短時間認定	354,470	3,540									(④+⑤+⑧+⑨)×8/100
その他地域	3号	保育標準時間認定	400,840	4,000	17,870	170×加算率	15,220	150×加算率	35,700	350×加算率			(④+⑤+⑧+⑨)×9/100
	3号	保育短時間認定	345,340	3,450									(④+⑤+⑧+⑨)×8/100

第三者評価受審加算 ⑪	150,000	※3月初日の利用子どもの単価に加算
-------------	---------	-------------------

※ 項目の説明

- ①地域区分 …宇都宮市は6/100地域
- ②認定区分 …認定区分に応じて設定
- ③保育必要量区分 …保育必要量の区分に応じて設定(保育標準時間認定、保育短時間認定)
- ④基本分単価 …①～③の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価
- ⑤処遇改善等加算…職員の勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算
- ⑥資格保有者加算(*1) …居宅訪問型保育者について、保育士資格又は看護師免許を有する場合に加算
- ⑦休日保育加算(*1) …休日保育を実施する場合に、家庭的保育者が休日に勤務体制を確保するために必要な経費を加算
- ⑧夜間保育加算(*1) …夜間保育を実施する場合に、家庭的保育者が休日に勤務体制を確保するために必要な経費を加算
- ⑨連携施設加算 …連携施設を設定し、必要な支援を受けて保育を実施する場合に、連携施設に係る経費を加算
- ※ 加算額の区分は、「障害・疾病のある子どもを保育する場合」、「それ以外の場合」の2区分設定
- ⑩常態的に土曜日に行わない場合 …常態的に土曜日に行わない場合、土曜実施に係る費用を定率で調整
- ⑪第三者評価受審加算 …第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算
- (*1)それぞれの費用について、⑤の加算率を基に加算(加算率は全て同率)

事業所内保育事業（定員19人以下（小規模保育事業A型の基準が適用される事業所））（保育認定）

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分⑤				従業員枠の子どもの場合 ⑦	処遇改善等加算				管理者設置加算 ⑨	障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算 ⑪	休日保育加算 ⑫	夜間保育加算 ⑬	連携施設を設定しない場合 ⑭	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑮	常態的に土曜日に閉所する場合 ⑯	定員を恒常的に超過する場合 ⑰																		
				保育標準時間認定		保育短時間認定			保育標準時間認定		保育短時間認定										処遇改善等加算 ⑩	処遇改善等加算 ⑩		処遇改善等加算 ⑬	処遇改善等加算 ⑮	処遇改善等加算 ⑯	処遇改善等加算 ⑰											
				基本分単価 ⑥	(注)	基本分単価 ⑥	(注)		(注)	(注)	(注)	(注)																										
6/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	256,950	(321,890)	245,850	(310,790)	⑥×84/100	2,460	(3,100)	×加算率	2,350	(2,990)	×加算率	+ 129,880 (64,940) + 1,290 (640) ×加算率	+ 84,730 + 790×加算率	- 4,930	⑥(⑦) +⑧+⑬ × 14/100	⑥(⑦)+⑧ +⑩+⑬ × 8/100	⑥~⑰ × 58/100																		
			乳児	321,890		310,790			+ 3,100		×加算率	2,990		×加算率							+ 64,940	+ 640	×加算率															
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	150,890	(215,830)	146,270	(211,210)		+ 1,400	(2,040)	×加算率	1,360	(2,000)	×加算率							+ 129,880 (64,940) + 1,290 (640) ×加算率	+ 38,170 + 330×加算率	- 2,050	⑥(⑦) +⑧+⑬ × 11/100	⑥(⑦)+⑧ +⑩+⑬ × 8/100	⑥~⑰ × 81/100												
			乳児	215,830		211,210			+ 2,040		×加算率	2,000		×加算率							+ 64,940						+ 640	×加算率										
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	122,980	(187,920)	120,060	(185,000)		+ 1,130	(1,770)	×加算率	1,100	(1,740)	×加算率							+ 129,880 (64,940) + 1,290 (640) ×加算率						+ 25,910 + 210×加算率	- 1,290	⑥(⑦) +⑧+⑬ × 10/100	⑥(⑦)+⑧ +⑩+⑬ × 8/100	⑥~⑰ × 81/100							
			乳児	187,920		185,000			+ 1,770		×加算率	1,740		×加算率							+ 64,940											+ 640	×加算率					

※ 項目の説明

- ①地域区分 …宇都宮市は6/100地域
- ②定員区分 …～5人, 6人～12人, 13人～19人, 20人～30人, 31人～40人, 41人～50人, 51人～60人, 61人～
- ③認定区分 …認定区分に応じて設定
- ④年齢区分 …子どもの年齢は、年度の初日の前日における年齢
- ⑤保育必要量区分 …保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）
- ⑥基本分単価 …①～⑤の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価
- ⑦従業員枠の子ども場合 …従業員枠の子どもの場合に費用を調整
- ⑧処遇改善等加算…職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算
- ⑨管理者設置加算(*1) …専従の管理者を配置する場合に、配置に要する経費を加算 ※ 定員19人以下の事業所の場合、加算額は基本分単価に含まれる事務職員に係る経費を除外して算定
- ⑩障害児保育加算(*1) …障害児(軽度障害含む。)を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて職員を加配するための経費を加算(配置基準2:1)
- ⑪休日保育加算(*1) …休日保育を実施する事業所に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模(※)に応じて保育士等の職員を休日に確保するための経費等を加算
※ 加算額の区分(年間延べ利用子ども数(14区分)) ～210人, 211～279人, …(70人単位)… 980～1,049人, 1,050人～
- ⑫夜間保育加算(*1) …夜間保育を実施する事業所に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算
- ⑬連携施設を設定しない場合 …連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整
- ⑭食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 …自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整
- ⑮常態的に土曜日に閉所する場合 …常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整
- ⑯定員を恒常的に超過する場合 …連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整

(*1)それぞれの費用について、⑧の加算率を基に加算(加算率は全て同率)
(*2)延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算(具体的な加算要件は今後整理)

加算部分2

冷暖房費加算	⑱	1 級 地	1,650	4 級 地	1,150	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24 年法律第200 号）第1 条第1 号及び第2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域
		2 級 地	1,480	そ の 他 地 域	110	
		3 級 地	1,460			

除雪費加算	⑲		5,950			※3 月初日の利用子どもの単価に加算
-------	---	--	-------	--	--	--------------------

降灰除去費加算	⑳		146,850 ÷ 3 月初日の利用子ども数			※3 月初日の利用子どもの単価に加算
---------	---	--	------------------------	--	--	--------------------

施設機能強化推進費加算	㉑		150,000（限度額） ÷ 3 月初日の利用子ども数			※3 月初日の利用子どもの単価に加算
-------------	---	--	-----------------------------	--	--	--------------------

栄養管理加算	㉒		120,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数			※3 月初日の利用子どもの単価に加算
--------	---	--	------------------------	--	--	--------------------

第三者評価受審加算	㉓		150,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数			※3 月初日の利用子どもの単価に加算
-----------	---	--	------------------------	--	--	--------------------

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

※ 項目の説明

⑱冷暖房費加算 …夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域(宇都宮市は【その他の地域】)に応じて加算

⑲除雪費加算 …豪雪地帯(宇都宮市は非該当)に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算

⑳降灰除去費加算 …降灰防除地域(宇都宮市は非該当)に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算

㉑施設機能強化推進費加算 …職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、事業所の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況(*2)に応じて必要な経費を3月分の単価に加算

㉒栄養管理加算 …栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算

㉓第三者評価受審加算 …第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算

(*1)それぞれの費用について、⑧の加算率を基に加算(加算率は全て同率)

(*2)延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算(具体的な加算要件は今後整理)

事業所内保育事業（定員19人以下（小規模保育事業B型の基準が適用される事業所））（保育認定）

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分⑤				従業員枠の子どもの場合 ⑦	処遇改善等加算				管理者設置加算 ⑨	保育士比率向上加算 ⑩	障害児保育加算 ⑪	休日保育加算 ⑫	夜間保育加算 ⑬	連携施設を 設定しない場合 ⑭	食事の提供につ いて自園調理又 は連携施設等か らの搬入以外の 方法による場合 ⑮	常態的に土曜 日に閉所する 場合 ⑯	定員を恒常 的に超過する 場合 ⑰																																	
				保育標準時間認定 基本分単価 ⑥	保育短時間認定 基本分単価 ⑥	〔注〕 ⑧	〔注〕 ⑧		〔注〕 ⑧	〔注〕 ⑧	〔注〕 ⑧	〔注〕 ⑧										〔注〕 ⑧	〔注〕 ⑧																															
6/100 地域	5人 まで	3号	1. 2歳児	214,580	(260,550)	203,480	(249,450)	⑥×84/100	+	2,040	(2,490)	×	加算率	1,930	(2,380)	×	加算率	+	77,440	+	770	×	加算率	+	21,880	(31,370)	+	220	(320)	×	加算率	+	91,950	(45,970)	+	910	(450)	×	加算率	+	84,730	+	790	×	加算率	-	4,930	-	(⑥(⑦) +⑧+⑬) × 17/100	-	(⑥(⑦)+⑧ +⑬+⑰) × 9/100	(⑥~⑰) × 57/100		
			乳児	260,550		249,450			+	2,490		×	加算率	2,380		×	加算率	+	31,370		+	320		×	加算率	+	45,970		+	450		×	加算率	+	45,970		+	450		×	加算率	+	38,170	+	330	×	加算率	-	2,050	-	(⑥(⑦) +⑧+⑬) × 14/100	-	(⑥(⑦)+⑧ +⑬+⑰) × 10/100	(⑥~⑰) × 80/100
	6人 から 12人 まで	3号	1. 2歳児	122,450	(168,420)	117,830	(163,800)		+	1,120	(1,570)	×	加算率	1,070	(1,520)	×	加算率	+	14,220	(23,710)	+	140	(240)	×	加算率	+	91,950	(45,970)	+	910	(450)	×	加算率	+	91,950	(45,970)	+	910	(450)	×	加算率	+	38,170	+	330	×	加算率	-	2,050	-	(⑥(⑦) +⑧+⑬) × 14/100	-	(⑥(⑦)+⑧ +⑬+⑰) × 10/100	(⑥~⑰) × 80/100
			乳児	168,420		163,800			+	1,570		×	加算率	1,520		×	加算率	+	23,710		+	240		×	加算率	+	45,970		+	450		×	加算率	+	45,970		+	450		×	加算率	+	25,910	+	210	×	加算率	-	1,290	-	(⑥(⑦) +⑧+⑬) × 13/100	-	(⑥(⑦)+⑧ +⑬+⑰) × 11/100	(⑥~⑰) × 80/100
	13人 から 19人 まで	3号	1. 2歳児	97,960	(143,930)	95,040	(141,010)		+	870	(1,320)	×	加算率	850	(1,300)	×	加算率	+	12,570	(22,060)	+	120	(220)	×	加算率	+	91,950	(45,970)	+	910	(450)	×	加算率	+	91,950	(45,970)	+	910	(450)	×	加算率	+	25,910	+	210	×	加算率	-	1,290	-	(⑥(⑦) +⑧+⑬) × 13/100	-	(⑥(⑦)+⑧ +⑬+⑰) × 11/100	(⑥~⑰) × 80/100
			乳児	143,930		141,010			+	1,320		×	加算率	1,300		×	加算率	+	22,060		+	220		×	加算率	+	45,970		+	450		×	加算率	+	45,970		+	450		×	加算率	+	25,910	+	210	×	加算率	-	1,290	-	(⑥(⑦) +⑧+⑬) × 13/100	-	(⑥(⑦)+⑧ +⑬+⑰) × 11/100	(⑥~⑰) × 80/100

※ 項目の説明

- ①地域区分 …宇都宮市は6/100地域
- ②定員区分 …～5人, 6人～12人, 13人～19人, 20人～30人, 31人～40人, 41人～50人, 51人～60人, 61人～
- ③認定区分 …認定区分に応じて設定
- ④年齢区分 …子どもの年齢は、年度の初日の前日における年齢
- ⑤保育必要量区分 …保育必要量の区分に応じて設定(保育標準時間認定、保育短時間認定)
- ⑥基本分単価 …①～⑤の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価
- ⑦従業員枠の子ども場合 …従業員枠の子どもの場合に費用を調整
- ⑧処遇改善等加算…職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算
- ⑨管理者設置加算(*1) …専従の管理者を配置する場合に、配置に要する経費を加算 ※ 定員19人以下の事業所の場合、加算額は基本分単価に含まれる事務職員に係る経費を除外して算定
- ⑩保育士比率向上加算(*1) …常態的に保育士比率が3/4以上の事業所に対して加算(定員19人以下の小規模保育事業B型の基準が適用される事業所のみ)
- ⑪障害児保育加算(*1) …障害児(軽度障害含む。)を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて職員を加配するための経費を加算(配置基準2:1)
- ⑫休日保育加算(*1) …休日保育を実施する事業所に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模(※)に応じて保育士等の職員を休日に確保するための経費等を加算
※ 加算額の区分(年間延べ利用子ども数(14区分)) ～210人, 211～279人, …(70人単位)… 980～1,049人, 1,050人～
- ⑬夜間保育加算(*1) …夜間保育を実施する事業所に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算
- ⑭連携施設を設定しない場合 …連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整
- ⑮食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 …自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整
- ⑯常態的に土曜日に閉所する場合 …常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整
- ⑰定員を恒常的に超過する場合 …連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整

(*1)それぞれの費用について、⑧の加算率を基に加算(加算率は全て同率)
 (*2)延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算(具体的な加算要件は今後整理)

加算部分2

冷暖房費加算	⑱	1 級 地	1,650	4 級 地	1,150	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24 年法律第200 号）第1 条第1 号及び第2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域
		2 級 地	1,480	そ の 他 地 域	110	
		3 級 地	1,460			

除雪費加算	⑲		5,950			※3月初日の利用子どもの単価に加算
-------	---	--	-------	--	--	-------------------

降灰除去費加算	⑳		146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算
---------	---	--	-----------------------	--	--	-------------------

施設機能強化推進費加算	㉑		150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算
-------------	---	--	----------------------------	--	--	-------------------

栄養管理加算	㉒		120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算
--------	---	--	-----------------------	--	--	-------------------

第三者評価受審加算	㉓		150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算
-----------	---	--	-----------------------	--	--	-------------------

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

※ 項目の説明

⑱冷暖房費加算 …夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域(宇都宮市は【その他の地域】)に応じて加算

⑲除雪費加算 …豪雪地帯(宇都宮市は非該当)に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算

⑳降灰除去費加算 …降灰防除地域(宇都宮市は非該当)に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算

㉑施設機能強化推進費加算 …職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、事業所の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況(*2)に応じて必要な経費を3月分の単価に加算

㉒栄養管理加算 …栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算

㉓第三者評価受審加算 …第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算

(*1)それぞれの費用について、⑧の加算率を基に加算(加算率は全て同率)

(*2)延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算(具体的な加算要件は今後整理)

事業所内保育事業(定員20人以上)(保育認定)

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分⑤				従業員枠の子どもの場合 ⑦	処遇改善等加算				管理者設置加算 ⑨	障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算 ⑩	休日保育加算 ⑫	夜間保育加算 ⑬	連携施設を設定しない場合 ⑭	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑮	常態的に土曜日に閉所する場合 ⑯	定員を恒常的に超過する場合 ⑰																																							
				保育標準時間認定		保育短時間認定			保育標準時間認定		保育短時間認定																																																
				基本分単価 (注)	基本分単価 (注)	(注)	(注)		(注)	(注)																																																	
6/100 地域	20人から 30人まで	3号	1, 2歳児	120,860	(185,680)	106,050	(170,870)	⑥×84/100	+	480	(540) × 加算率	360	(420) × 加算率	+	15,210	+	150 × 加算率	+	129,880	(64,940)	+	1,290	(640)	× 加算率	+	18,210	+	130 × 加算率	-	820	-	(⑥(⑦) +⑧+⑬) × 13/100	-	(⑥(⑦)+⑧ +⑩+⑬) × 8/100	-	(⑥~⑱) × 92/100																							
			乳児	185,680		170,870			+	540	× 加算率	420	× 加算率																								+	64,940	+	640	× 加算率	+	64,940	+	640	× 加算率	+	14,880	+	90 × 加算率	-	610	-	(⑥(⑦) +⑧+⑬) × 12/100	-	(⑥(⑦)+⑧ +⑩+⑬) × 8/100	-	(⑥~⑱) × 98/100	
	31人から 40人まで	3号	1, 2歳児	109,880	(174,700)	98,770	(163,590)		+	460	(520) × 加算率	370	(430) × 加算率																								+	11,400	+	110 × 加算率	+	129,880	(64,940)	+	1,290	(640)	× 加算率	+	12,890	+	70 × 加算率	-	490	-	(⑥(⑦) +⑧+⑬) × 16/100	-	(⑥(⑦)+⑧ +⑩+⑬) × 8/100	-	(⑥~⑱) × 95/100
			乳児	174,700		163,590			+	520	× 加算率	430	× 加算率																								+	64,940	+	640	× 加算率	+	64,940	+	640	× 加算率	+	11,560	+	60 × 加算率	-	410	-	(⑥(⑦) +⑧+⑬) × 15/100	-	(⑥(⑦)+⑧ +⑩+⑬) × 8/100	-	(⑥~⑱) × 96/100	
	41人から 50人まで	3号	1, 2歳児	108,050	(172,870)	99,160	(163,980)		+	400	(460) × 加算率	330	(390) × 加算率																								+	9,120	+	90 × 加算率	+	129,880	(64,940)	+	1,290	(640)	× 加算率	+	12,890	+	70 × 加算率	-	490	-	(⑥(⑦) +⑧+⑬) × 16/100	-	(⑥(⑦)+⑧ +⑩+⑬) × 8/100	-	(⑥~⑱) × 95/100
			乳児	172,870		163,980			+	460	× 加算率	390	× 加算率																								+	64,940	+	640	× 加算率	+	64,940	+	640	× 加算率	+	11,560	+	60 × 加算率	-	410	-	(⑥(⑦) +⑧+⑬) × 15/100	-	(⑥(⑦)+⑧ +⑩+⑬) × 8/100	-	(⑥~⑱) × 96/100	
	51人から 60人まで	3号	1, 2歳児	102,430	(167,250)	95,020	(159,840)		+	360	(420) × 加算率	300	(360) × 加算率																								+	7,600	+	70 × 加算率	+	129,880	(64,940)	+	1,290	(640)	× 加算率	+	11,560	+	60 × 加算率	-	410	-	(⑥(⑦) +⑧+⑬) × 15/100	-	(⑥(⑦)+⑧ +⑩+⑬) × 8/100	-	(⑥~⑱) × 96/100
			乳児	167,250		159,840			+	420	× 加算率	360	× 加算率																								+	64,940	+	640	× 加算率	+	64,940	+	640	× 加算率	+	10,610	+	50 × 加算率	-	350	-	(⑥(⑦) +⑧+⑬) × 14/100	-	(⑥(⑦)+⑧ +⑩+⑬) × 8/100	-	(⑥~⑱) × 96/100	
	61人から	3号	1, 2歳児	98,490	(163,310)	92,140	(156,960)		+	330	(390) × 加算率	280	(340) × 加算率																								+	6,510	+	60 × 加算率	+	129,880	(64,940)	+	1,290	(640)	× 加算率	+	10,610	+	50 × 加算率	-	350	-	(⑥(⑦) +⑧+⑬) × 14/100	-	(⑥(⑦)+⑧ +⑩+⑬) × 8/100	-	(⑥~⑱) × 96/100
			乳児	163,310		156,960			+	390	× 加算率	340	× 加算率																								+	64,940	+	640	× 加算率	+	64,940	+	640	× 加算率	+	10,610	+	50 × 加算率	-	350	-	(⑥(⑦) +⑧+⑬) × 14/100	-	(⑥(⑦)+⑧ +⑩+⑬) × 8/100	-	(⑥~⑱) × 96/100	

※ 項目の説明

- ①地域区分 …宇都宮市は6/100地域
- ②定員区分 …～5人, 6人～12人, 13人～19人, 20人～30人, 31人～40人, 41人～50人, 51人～60人, 61人～
- ③認定区分 …認定区分に応じて設定
- ④年齢区分 …子どもの年齢は, 年度の初日の前日における年齢
- ⑤保育必要量区分 …保育必要量の区分に応じて設定(保育標準時間認定、保育短時間認定)
- ⑥基本分単価 …①～⑤の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価
- ⑦従業員枠の子どもの場合 …従業員枠の子どもの場合に費用を調整
- ⑧処遇改善等加算…職員の平均勤続年数・経年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算
- ⑨管理者設置加算(*1) …専従の管理者を配置する場合に、配置に要する経費を加算 ※ 定員19人以下の事業所の場合、加算額は基本分単価に含まれる事務職員に係る経費を除外して算定
- ⑩障害児保育加算(*1) …障害児(軽度障害含む。)を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて職員を加配するための経費を加算(配置基準2:1)
- ⑫休日保育加算(*1) …休日保育を実施する事業所に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模(※)に応じて保育士等の職員を休日に確保するための経費等を加算
※ 加算額の区分(年間延べ利用子ども数(14区分)) ～210人, 211～279人, …(70人単位)… 980～1,049人, 1,050人～
- ⑬夜間保育加算(*1) …夜間保育を実施する事業所に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算
- ⑭連携施設を設定しない場合 …連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整
- ⑮食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 …自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整
- ⑯常態的に土曜日に閉所する場合 …常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整
- ⑰定員を恒常的に超過する場合 …連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整

(*1)それぞれの費用について、⑧の加算率を基に加算(加算率は全て同率)

(*2)延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算(具体的な加算要件は今後整理)

加算部分2

冷暖房費加算	⑱	1 級 地	1,650	4 級 地	1,150	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24 年法律第200 号）第1 条第1 号及び第2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域
		2 級 地	1,480	そ の 他 地 域	110	
		3 級 地	1,460			

除雪費加算	⑲		5,950			※3月初日の利用子どもの単価に加算
-------	---	--	-------	--	--	-------------------

降灰除去費加算	⑳		146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算
---------	---	--	-----------------------	--	--	-------------------

施設機能強化推進費加算	㉑		150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算
-------------	---	--	----------------------------	--	--	-------------------

栄養管理加算	㉒		120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算
--------	---	--	-----------------------	--	--	-------------------

第三者評価受審加算	㉓		150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算
-----------	---	--	-----------------------	--	--	-------------------

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

※ 項目の説明

⑱冷暖房費加算 …夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域(宇都宮市は【その他の地域】)に応じて加算

⑲除雪費加算 …豪雪地帯(宇都宮市は非該当)に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算

⑳降灰除去費加算 …降灰防除地域(宇都宮市は非該当)に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算

㉑施設機能強化推進費加算 …職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、事業所の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況(*2)に応じて必要な経費を3月分の単価に加算

㉒栄養管理加算 …栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算

㉓第三者評価受審加算 …第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算

(*1)それぞれの費用について、⑧の加算率を基に加算(加算率は全て同率)

(*2)延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算(具体的な加算要件は今後整理)